

(一般会計分) 令和7年度 子ども・子育て支援等推進調査研究事業

調査研究課題 (一次公募)

調査研究 課題番号	調査研究課題名
一般 1-01	保育の質や保育所等の職員配置に係る指標の在り方に関する調査研究
一般 1-02	こども・子育て支援の地域分析に関する調査研究
一般 1-03	保育所等の合併・事業譲渡等に関する実態調査
一般 1-04	保育所等における虐待に係る事案の分類・把握・検証等の在り方に関する調査研究
一般 1-05	保育所等における要支援家庭及び異なる文化的背景を持つこどもやその保護者への支援の実態に関する調査研究
一般 1-06	保育士の多様な働き方に関する調査研究
一般 1-07	各保育所、認定こども園等における職員の資質の向上に係る調査研究
一般 1-08	各保育所、認定こども園等における保育の内容面での ICT の活用に係る調査研究
一般 1-09	児童館の監査基準等に関する調査研究
一般 1-10	こどもの居場所の現状を把握するための調査方法についての調査研究
一般 1-11	「こどものためのサポートBOOK(仮称)」と事例集作成のための、こどもホスピスのサポート機能に関する調査研究
一般 1-12	こどもの居場所づくりの促進のための、他領域との連携を踏まえた人材配置に関する調査研究
一般 1-13	新生児聴覚検査の実施体制向上に向けた実施手引き書の作成に関する研究
一般 1-14	災害発生時に係る妊産婦・乳幼児に対する支援のための調査研究
一般 1-15	小中高生の自殺関連行動に係る支援のための調査研究
一般 1-16	いじめ防止・不登校対策をはじめとする教育福祉連携の好事例等に関する調査研究

一般 1-17	里親支援センターの第三者評価における第三者評価機関職員の研修に関する調査研究
一般 1-18	ケアニーズの高いこどもを支援する施設の高機能化・多機能化に関する調査研究
一般 1-19	社会的養護下のこども等への自立支援のあり方に関する調査研究
一般 1-20	里親・ファミリーホーム・施設のあり方に関する調査研究
一般 1-21	ひとり親家庭等の家計の収支状況等に関する分析について
一般 1-22	母子生活支援施設を活用した地域のひとり親家庭支援の効果的な実施に関する調査研究
一般 1-23	地域こどもの生活支援強化事業の実態把握及び実施促進に関する調査研究
一般 1-24	障害児支援における国の標準カリキュラムに基づく研修の効果的な実施等に係る調査研究
一般 1-25	障害児支援における研修の効果的な実施等に係る調査研究
一般 1-26	放課後等デイサービス等における利用ニーズ及び支援提供の実態把握に関する調査研究
一般 1-27	障害児通所支援事業所における医療的ケア児の受入れに関する調査研究
一般 1-28	児童発達支援管理責任者等の実態把握及び質に関する調査研究
一般 1-29	インクルージョン推進におけるアウトリーチ支援の実態把握及び質に関する調査研究
一般 1-30	多様なニーズに応じた家族支援の在り方に関する調査研究
一般 1-31	児童相談所における記録の保存等における調査研究
一般 1-32	児童相談所の業務実施体制に関する調査研究
一般 1-33	ヤングケアラーの実態把握等に関する調査研究
一般 1-34	子ども・若者総合相談センター等における困難を有するこども・若者支援の在り方等に関する調査研究
一般 1-35	こども家庭ソーシャルワーカー認定資格創設による効果の把握方法及び資格取得者の継続的な学びの場の在り方の検討に関する調査研究
一般 1-36	児童相談所におけるデジタル技術の利活用の在り方に関する調査研究
一般 1-37	こども家庭支援人材に対する全国共通の研修実施状況等に関する調査研究
一般 1-38	児童相談所による一時保護委託の実態と在り方

一般 1-39	虐待を受けたこどものトラウマケアの体制整備に関する調査研究
一般 1-40	困難な状況にあるこども・若者への支援における官民連携の強化に関する調査研究

※調査研究課題：一般 1-36 については、調査研究課題を設定する背景・目的、想定される事業の手法・内容及び求める成果物において追加修正が必要となったため、今回の公募を取りやめることとさせていただきます。

令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般 1-01</p>	<p>保育の質や保育所等の職員配置に係る指標の在り方に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>昨年12月にこども家庭庁が公表した「保育政策の新たな方向性」において、「職員配置基準に関する科学的検証の手法を検討するとともに、テクノロジーや幅広い人材の活用を含め、保育所等の在るべき体制についてエビデンスの収集を進める」こととされている。</p> <p>これに関しては、令和6年度の子ども・子育て支援等推進調査研究事業において、「保育の質や保育所等の職員配置に係る指標の在り方に関する調査研究」（以下「令和6年度調査研究」という。）を実施し、検討事項等を整理したところである。</p> <p>本調査研究事業は、令和6年度調査研究の調査結果を踏まえ、エビデンス収集に係る研究の具体的な設計等を行うことを目的とするものである。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>（令和6年度調査研究において得られた調査結果の深掘り）</p> <p>令和6年度調査研究において、文献調査及びヒアリング等で得られた知見のうち、必要なものについて追加的な調査を実施する。</p> <p>【調査内容（例）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度調査研究で調査未実施の外国についての文献調査 ・令和6年度調査研究で追加の調査が必要と示唆された分野におけるヒアリング調査 <p>（保育の質の確保・向上のための人員配置等の在り方に関する調査設計）</p> <p>令和6年度調査研究及び上記の追加的調査の調査結果を踏まえたうえで、学識経験者を中心とした調査チームを結成し、具体的な調査対象、手法等について検討を行い、令和8年度以降に実施する調査の設計を行う。</p> <p>※調査方法は①タイムスタディ、②定量分析、③バイタルチェックによる保育士のストレス分析等が想定され、調査方法ごとに具体的な調査設計を行う予定。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>①追加的調査の内容及び②具体的な調査設計についてまとめた報告書。</p> <p>※電子媒体及び紙媒体で提出すること。</p> <p>また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>成育局保育政策課企画法令第一係（03-6858-0058）</p>

令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般 1-02</p>	<p>こども・子育て支援の地域分析に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>令和6年12月に「保育政策の新たな方向性」を公表し、保育提供体制については、待機児童対策だけでなく人口減少も含めた地域の課題に応じた量の確保をしていくこととされた。</p> <p>2040年に向けて、保育分野においても利用児童数の減少や、保育士の確保困難が一層深刻化することが懸念される中で、今後は地域ごとの分析を進めていく必要がある。</p> <p>本調査においては、今後の地域分析の検討に資するための、保育の現状及び今後に関する基礎的なデータ集を作成するとともに、地域分析を進めるための調査票案の作成を行う。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>地域分析を進めていくため、保育や未就学園児に関する現状や今後に関するデータ集を作成した上で、有識者等で構成する検討委員会を設置し、地域分析を進めるための調査票の作成に向けた検討を行う。</p> <p>(1) 保育に関するデータ集の作成</p> <p>保育の現状及び今後に係るデータの収集を行い、収集したデータの関係性等について定量分析を行った上で、基礎的なデータ集を作成する。</p> <p>【主な収集項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・0～5歳児に関するデータ（未就学園児の地域・年齢別の状況や推計等） ・施設数、利用定員、利用児童数のデータの整理（地域差や人口比など） ・こども誰でも通園制度に関するデータ <ul style="list-style-type: none"> ※利用実績等の全国データを総合支援システムから抽出 ・保育人材に関するデータの整理（地域差や人口比など） <p>(2) 検討会の設置・検討</p> <p>検討会を5回程度開催し、上記の基礎データを踏まえた今後の地域分析を進めるための課題や調査すべき事項に関して検討する。</p> <p>(3) 自治体ヒアリング</p> <p>上記で収集した情報を元に、必要に応じて自治体にヒアリングを実施する。</p> <p>(4) 調査票案の作成</p> <p>(1)～(3)を踏まえて、地域分析のための自治体調査票案を作成する なお、調査研究を進めるにあたっては、適宜、こども家庭庁成育局保育政策課と協議すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>(1) 収集したデータや地域分析を進めていくための課題等を整理した報告書 (2) 保育、未就学園児、こども誰でも通園制度に関するデータ集 (3) 地域分析を進めるための自治体に対する調査票案</p> <p>※電子媒体及び紙媒体で提出すること。 また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>成育局保育政策課 待機児童対策係（03-6858-0048（係直通））</p>

令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般 1-03</p>	<p>保育所等の合併・事業譲渡等に関する実態調査</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>規制改革実施計画（令和6年6月21日閣議決定）において、『介護・保育・障害福祉分野における合併、事業譲渡等に関するローカルルールの防止等』が実施事項として定められた。</p> <p>人口減少が進む中で良質な保育を含む福祉サービスの持続性を確保し、利用者の生活に支障を及ぼしかねないサービスの中断・停止等を回避するためには、事業者の協働化や合併、事業譲渡等による経営力強化及び円滑な事業承継が必要であり、その手段である合併、事業譲渡等を事業者等の経営判断で円滑に実施できる環境整備が必要である。しかし、実態として合併、事業譲渡等に関する情報や知見の不足、不適切なローカルルールによる予見性の低さや事務負担の重さが合併、事業譲渡等の弊害となっている。</p> <p>合併、事業譲渡等を事業者等により適切に実施できる環境整備のため、下記を実施することとされた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併、事業譲渡等に関するガイドラインの作成・公表 ・児童福祉法等の規定により地方公共団体に対して提出する書類の標準様式及び標準添付書類の作成、全国一律で手続を行うための所要の措置 ・手続に係るローカルルールの有無・内容などの整理・公表 <p>当該事項等について実態把握をし、環境整備をするため、調査研究を実施することとした。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>○アンケート（悉皆調査）及びヒアリング等により以下を含む合併・事業譲渡等に関する実態を把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手続に係るローカルルールの有無・内容 ・児童福祉法等の規定により地方公共団体に対して提出している書類の現状 <p>○研究会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査結果等に基づき、ガイドライン等の作成・改訂の方向性を検討する。
<p>求める成果物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・合併・事業譲渡等の手続に係るローカルルールの有無・内容などの整理 ・下記書類の作成・公表 ・合併、事業譲渡等に関するガイドライン・地方公共団体に対して提出する書類の標準様式及び標準添付書類 等
<p>担当課室・担当者</p>	<p>成育局保育政策課 企画法令係（03-6858-0058）</p>

令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般 1-04</p>	<p>保育所等における虐待に係る事案の分類・把握・検証等の在り方に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>昨年12月19日の第8回 子ども・子育て支援等分科会において、昨今、保育所等における虐待等の不適切事案が相次いだことを踏まえ、早期に児童福祉法の改正を行い、児童養護施設等、障害児者施設、高齢者施設の職員による虐待と同様、「虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務」を定めるとともに、「都道府県による虐待の状況等の公表」、「国による調査研究」等についても規定する方向性が示されたところ。</p> <p>保育所等における虐待防止の仕組みをより実効性のあるものとするため、虐待等の実態の把握と公表、これに基づく調査研究の在り方について整理する必要がある。</p> <p>このため、都道府県による虐待の状況等の公表の具体的な在り方、国における虐待の調査研究手法、その前提となる事案報告の収集及び整理等について検討することを目的とする。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>(1) 保育所等における虐待の都道府県における公表の具体的な在り方について、既に先行している他分野の事例や、各自治体における公表の実態を調査したうえで、自治体関係者、保育関係者、学識経験者等により構成される研究会（以下単に「研究会」という。）において検討し、都道府県における公表の様式例などを作成する。</p> <p>【検討内容（例）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公表する単位（都道府県単位・市区町村単位等） ・公表する項目 <p style="text-align: right;">等</p> <p>(2) 他の分野における虐待報告の仕組みや、保育事故の報告の仕組みを参考として、虐待事案についての国への報告の在り方について研究会において検討し、自治体が国へ報告する際の仕組みを整理したうえで、報告に係る様式の作成を行う。</p> <p>【検討内容（例）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国へ報告するに当たっての虐待事案の分類の検討 ・国への報告事項 <p style="text-align: right;">等</p> <p>(3) 都道府県による公表及び国への報告の在り方を前提として、今後国が実施することとなる調査研究の在り方を研究会において検討し、次年度以降の調査研究に係るロードマップを作成する。</p> <p>【検討内容（例）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所等における虐待に係る課題の洗い出し ・次年度以降の調査研究の具体的な調査設計 <p style="text-align: right;">等</p>

求める成果物	(1) 研究会における検討結果等をまとめた報告書 (2) 研究会等を踏まえ作成した自治体向けの報告様式等 ※電子媒体及び紙媒体で提出すること。また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。
担当課室・担当者	成育局保育政策課 企画法令係 (内線03-6858-0058)

令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般 1-05</p>	<p>保育所等における要支援家庭及び異なる文化的背景を持つ子どもやその保護者への支援の実態に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>令和7年度以降の保育政策については、「量の拡大」から「質の向上」へ転換していくこととし、地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実、全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進、保育人材の確保とテクノロジーの活用等による業務改善、の3つの柱を軸とした「保育政策の新たな方向性」を昨年12月にとりまとめた。</p> <p>その中で、「保育の必要性のある家庭」への対応のみならず、多様なニーズにも対応しながら、全てのこどもについて適切な養育や健やかな成長・発達を保障していく取組や、家族支援・地域の子育て支援の取組を進める必要があることから、家族支援の充実、地域の子ども・子育て支援の取組の推進として、要支援児童への対応強化を行うこととしており、保育所等における要支援児童の受入れや支援の体制強化を図るとともに、利用児童の家庭での養育の課題に気付いた場合の対応など、関係機関と緊密に連携しながら対応していく体制づくりを進めることとしている。また、多様なニーズに対応した保育の充実として、異なる文化的背景を持つ子どもやその保護者についてもその実態を踏まえながら保育所等への支援を進めることとしており、保育所等における異なる文化的背景を持つ子どもやその保護者について、取り巻く環境の変化や受入体制の状況等を適切に把握し、支援の在り方について検討をおこなう必要がある。</p> <p>そのため、保育所等における要支援家庭及び異なる文化的背景を持つ子どもやその保護者への支援の取組実態を把握し、実施における課題を把握するとともに、積極的に実施している事例を収集することを目的とする。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>保育所等における要支援家庭及び異なる文化的背景を持つ子どもやその保護者への支援の実態に関する取組について把握するため、市町村および要支援家庭及び異なる文化的背景を持つ子どもやその保護者の受入保育所等に対して調査を実施するとともに、取組事例の収集を行う。</p> <p>(1) 取組状況及び事例の調査（全市町村、要支援家庭受入保育所等）</p> <p>全国の要支援家庭及び異なる文化的背景を持つ子どもやその保護者の受入保育所等の支援の実施状況に関する基礎的なデータ・課題・事例の収集を行う。</p> <p>【主な調査項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門人材の配置、加配、巡回支援等 ・ 要支援家庭への支援体制 ・ 異なる文化的背景を持つ子どもやその保護者への言語や文化の違いに対する工夫 ・ 異なる文化的背景を持つ子ども等への就学支援 ・ 保育者の資質向上や人材育成 ・ 通常保育以外での受け皿の確保 ・ 各事業、制度等の活用

	<p>・市町村等の関係機関との連携状況</p> <p>(2) 地方公共団体や要支援家庭及び異なる文化的背景を持つ子どもやその保護者の受入保育所等へのヒアリング (20 か所程度)</p> <p>上記(1)で収集した情報の中から、積極的な取組事例について、その具体的な実施方法や実施にあたっての工夫、課題等についてヒアリングを行う。</p> <p>【想定される取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関等の連携を積極的に行っている取組 ・従事する職員の資質向上を行っている取組 ・「保育所等における要支援児童等対応推進事業」「家庭支援推進保育事業」「子ども誰でも通園制度」などを活用している取組 ・子ども誰でも通園制度総合支援システムを活用している取組 など <p>(3) 検討委員会の設置・検討</p> <p>上記(1)(2)の実施に向けた項目の洗い出しや、上記(1)(2)の結果等を踏まえた事例集及び報告書を取りまとめるための検討を行う。</p> <p>なお、調査研究を進めるにあたっては、適宜、子ども家庭庁成育局保育政策課と協議すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>保育所等における要支援家庭及び異なる文化的背景を持つ子どもやその保護者への支援の実態に関する調査結果及びその分析、取組事例や課題についてまとめた報告書</p> <p>※電子媒体及び紙媒体で提出すること。</p> <p>また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>成育局 保育政策課 地域支援係 (03-6858-0078)</p> <p>保育医療対策係 (03-6858-0056)</p>

令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般 1-06</p>	<p>保育士の多様な働き方に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>保育士の働き方に関しては、「保育所等における常勤保育士及び短時間保育士の定義について（通知）」（こ成保 21 令和 5 年 4 月 21 日）において短時間勤務保育士の定義について示すなどの措置を行っているところ。</p> <p>「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和 6 年 11 月 22 日閣議決定）において「保育所への配置が求められる常勤の保育士及び短時間勤務の保育士の定義（略）について、2024 年度内に、改めてそれらを周知するとともに、国の相談窓口を設置する。」とされており、今後は窓口を通じて各自治体、事業所における短時間勤務保育士の取り扱いや基準について、実態を把握する必要がある。</p> <p>また、近年広がりを見せているスポットワークによる職員採用に関して、保育所等における取り扱いを整理する必要がある。</p> <p>本調査研究は上述のような保育士の多様な働き方に関してその実態を把握するために行うものである。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>（アンケート調査、ヒアリング）</p> <p>全国の自治体、施設及び事業所に対してアンケート調査を行い、保育所等におけるスポットワークの保育従事者の実態を把握する。あわせて、短時間勤務保育士や勤務時間短縮保育士の実態についても調査する。</p> <p>そのうえで、スポットワークの保育従事者がいる施設等に対して、課題等についてヒアリングを行う。</p> <p>（窓口寄せられた意見の整理・分析）</p> <p>令和 6 年度中に設置予定の短時間勤務保育士に係る国の相談窓口寄せられた意見について整理・分析を行い、必要に応じてヒアリングを実施する。</p> <p>（研究会）</p> <p>保育関係者、自治体関係者、学識経験者等からなる研究会を開催し、上記の調査結果等について議論し、多様な保育士の働き方と現場における適切な配置の在り方について検討する。</p>
<p>求める成果物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スポットワークを含めた保育士の多様な働き方に関する調査結果及び研究会の検討結果についてまとめた報告書 ・相談窓口の意見の整理・分析結果をまとめた公表物
<p>担当課室・担当者</p>	<p>成育局保育政策課企画法令第一係（03-6858-0058）</p>

令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般 1-07</p>	<p>各保育所、認定こども園等における職員の資質の向上に係る調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）においては、「幼児教育・保育について、量・質両面からの強化を図ること、その際、待機児童対策などに一定の成果が見られたことも踏まえ、量の拡大から質の向上へと政策の重点を移すこと」とされている。</p> <p>また、こども家庭庁において令和6年12月20日に取りまとめた「保育政策の新たな方向性」においては、「人口減少に対応しながら、こどもまんなか社会の実現を図るため、保育政策について、今後は、待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」から、「地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実」と、「全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進」に政策の軸を転換」するとしており、主な施策の一つとして「保育の質の確保・向上」等を挙げている。</p> <p>各保育所・認定こども園の保育の質の向上を図るためには、職員の処遇や配置の改善、各地域や関係団体における研修等とともに、各園やその運営主体である法人内部での職員の資質向上のための取組が必要であり、例えば、保育所保育指針においても、「保育所は、質の高い保育を展開するため、絶えず、一人一人の職員についての資質向上及び職員全体の専門性の向上を図るよう努めなければならない。」とされている。</p> <p>一方、各保育所・認定こども園は、終日こどもの保育を行っており、多くの職員が参加できる研修の機会を十分に確保することにも課題があるといった指摘がある。</p> <p>このため、各園やその運営主体である法人内部での職員の資質向上のための研修やそのための体制整備などの取組の実態を把握するとともに、その成果や課題を把握・分析し、好事例の明らかにするための調査研究を行う。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>下記1～3を行い、各保育所・認定こども園やその運営主体である法人における職員の資質の向上のための取組や、その成果や課題を把握・分析し、好事例を明らかにする。</p> <p>1. 実態把握</p> <p>各保育所・認定こども園やその運営主体に対するアンケート調査やヒアリング調査を実施し、その取組の実態を把握する。</p> <p>（想定される調査項目の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修計画の内容やその検討方法 ・各保育所・認定こども園内、各法人の職員に関する研修の実施頻度、各回の実施の曜日・時間1回当たりの時間、内容、方法 ・各研修の企画方法（研修の内容や方法の企画の中心となる者、決定プロセス等） ・職員が参加しやすい研修の場や時間の確保等の工夫

	<ul style="list-style-type: none"> ・各園内・法人内の研修への実際の職員の参加状況 ・各園内・法人内の研修の参加できなかった職員へのフォロー ・地方公共団体や関係団体の研修への参加の状況やその促進のための工夫、参加した職員の園内へのフィードバック ・各園・職員の自己評価の職員の資質の向上への活用 ・各園内・法人内のキャリアパスの構築やキャリアパスと研修計画の連動 ・職員の資質の向上のための保護者の理解促進 ・施設長・園長等の職員の任用の要件 ・その他職員の資質の向上に向けた取組 <p>2. 好事例の収集・整理</p> <p>1の実態把握を通して好事例を収集・整理するとともに、その工夫や成果、課題の要点を明らかにする。</p> <p>3. 検討会の開催</p> <p>1や2の実施に当たって、学識者や保育所・認定こども園の管理職等からなる検討会を開催し、助言を得ることとする。</p> <p>※本調査研究の実施に当たっては、こども家庭庁成育局成育基盤企画課と協議すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>「想定される事業の手法・内容」の各事項について、調査結果及びその分析、取組事例等をまとめた報告書</p> <p>※電子媒体及び紙媒体で提出すること。また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>成育局成育基盤企画課 企画法令第2係（内線 03-6861-0054）</p>

令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般 1-08</p>	<p>各保育所、認定こども園等における保育の内容面での ICT の活用に係る調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>保育に係る事務における ICT 活用が広がっているほか、ICT を活用して保育を行う保育所、認定こども園等が出てきている。</p> <p>一方で、終日こどもの保育を行っている保育所や認定こども園等において、乳幼児の保育における ICT の健康への影響等については必ずしも明らかではなく、活用にあたって慎重な意見も聞かれるところである。</p> <p>こうしたことを踏まえて、保育の内容における ICT の活用の効果やリスク等に関する国内外の学術研究のレビュー等をするとともに、国内の保育所・認定こども園等における保育の内容における ICT の活用の実態を明らかにし、乳幼児段階における適切な ICT の活用のための留意点等に関する基礎資料を得ることを目的とする。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>下記1～3を行い、乳幼児に関する ICT 活用の効果やリスク等の学術的な研究成果を明らかにするとともに、各保育所・認定こども園やその運営主体である法人における保育の内容面での ICT の活用の実態や留意点等を明らかにする。</p> <p>1. 国内外の学術研究のレビュー等</p> <p>保育所、認定こども園等の保育の内容における低年齢児を含む ICT の活用の状況や、その効果やリスク等に関する国内外の学術研究をレビューするとともに、各国政府における乳幼児での活用に関する指針等を収集する。</p> <p>2. 各保育所、認定こども園等やその運営主体に対するアンケート調査やヒアリング調査を実施し、その取組の実態を把握する。 (想定される調査項目の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育の内容面での活用のための ICT の整備状況 ・活用の場面・頻度・方法・留意している点 ※発達段階による違いを含む。 ・こどもの育ちへの影響（効果やリスクに対する受止め） ・職員へのリスク等の知識・技能への向上 <p>3. 検討会の開催</p> <p>1や2の実施にあたって、学識者や保育所・認定こども園の管理職等からなる検討会を開催し、助言を得ることとする。</p> <p>※本調査研究の実施にあたっては、こども家庭庁成育局成育基盤企画課と協議すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>「想定される事業の手法・内容」の各事項について、調査結果及びその分析、取組事例等をまとめた報告書</p>

	※電子媒体及び紙媒体で提出すること。また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。
担当課室・担当者	成育局成育基盤企画課 企画法令第2係（内線 03-6861-0054）

令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般 1-09</p>	<p>児童館の指導監査基準等に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>児童館は、歴史的沿革や立地条件その他の事情により、それぞれ創意工夫のもとに運営されている。また、その設備や運営については、都道府県等が国の基準に従い、又は、参酌して、条例で基準を定めており、この内容に合致しているかどうか都道府県等が定期的な監査を実施しているところである。しかしながら、その指導監査基準の内容や監査手法、件数、結果公表については、自治体間で大きな差が生じている。</p> <p>本調査研究は、児童館の施設特性や、令和6年度に改正した「児童館ガイドライン」の内容を踏まえつつ、標準となる指導監査基準等を検討することにより、自治体における効率的な運用と併せて、自治体及び事業者の双方の負担軽減にも資することを目的とする。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>本調査研究課題で想定する調査手法等は、次の通りとする。</p> <p>令和6年度にこども家庭庁が実施した都道府県、政令市、児童相談所設置市に対しての児童厚生施設（児童館、児童遊園）に対する指導監査の状況、都道府県等が使用している児童厚生施設に対する指導監査基準（項目）に関する調査結果を踏まえ、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 有識者や自治体職員等で構成する研究会を設置し、児童館に関連する法令・通知や調査研究結果等から、児童館の実態にふさわしい指導監査基準案について検討を行う。 ② 児童館の施設種別（小型児童館、児童センター等）、指導監査主体（都道府県等）を踏まえて、①で検討した指導監査基準案の妥当性・有用性を検証するため、プリテストや意見聴取を、自治体及び施設を抽出して実施する。 （合計10箇所程度） ③ プリテストや意見聴取を踏まえ、最終的な指導監査基準案を基にした自治体向け運用マニュアル案を作成する。 <p>なお、研究会構成員の人選及び調査の進め方等は、こども家庭庁成育環境課と適宜協議すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 上記①②③の調査研究による結果をまとめ、考察や提言を加えた電子媒体及び紙媒体での報告書。 (2) 上記③自治体向け運用マニュアル案 (3) 調査・分析に用いた電子データ一式。 <p>※令和7年12月までに、中間報告を提出していただきたい。また、それ以後についても、調査の進捗に応じて、報告願いたい。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>成育局成育環境課 児童健全育成専門官（電話 03-6861-0303）</p>

令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般 1-10</p>	<p>こどもの居場所の現状を把握するための調査方法についての調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>「こどもの居場所づくりに関する指針」において、こどもの居場所とは子ども自身の主観に依拠するものであり、また地域性の影響を強く受けるものであるとされている。したがって、その地域におけるこどもの居場所の実態を把握し、こどもの居場所づくりの取組をどのように進めていくべきかを検討する際には、こどもの視点に依拠するとともに、地域の実態に即した形で調査を実施する必要がある。</p> <p>今後、各自治体には「自治体子ども計画」にこどもの居場所づくりに関する内容を記載することとともに、「こどもの居場所づくり支援体制強化事業」や「こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業」を活用し、地域の実情に沿ったこどもの居場所づくりの取組を推進することを期待する状況下にあつて、こうした調査項目や調査方法が確立されていることは、自治体の取組を支援することにつながる。</p> <p>本調査研究では、こどもの視点から居場所になりやすい場が地域社会のどこにあり得るのかを検討することを通し、こどもの居場所の実態を把握するために地域社会のどこに目を向ければ良いか、今後自治体等が調査を実施する際に参考となる例を示すことを目的とする。また、自治体等が調査を実施する際に活用することが可能な調査票の作成を行う。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>I 調査研究</p> <p>① こどもの居場所の実態に関する調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ こどもの居場所となり得る場についての先行研究の整理 ・ こどもを対象とした、どこが居場所になっているかについての定量・定性（インタビュー等）調査 <p>特定の居場所に来所している子どもに限定することなく、多様な子どもたちを対象として調査を実施することができる環境にある自治体を抽出し、アンケートまたはヒアリング等を用いてこどもの視点から居場所となり得ている場について検討する。その際、地域性を考慮し、多様な自治体が対象となるよう配慮することとする。</p> <p>② こどもの居場所についての調査方法についての調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ①の調査を基に、各自治体においてこどもの居場所の実態を把握する際に有効となる調査方法について検討、調査項目や調査票等の案を作成 ・ 調査項目や調査票等の案については、実際に各自治体において活用可能なものとなっているかの検証を行う <p>調査方法については、各自治体で居場所づくりの取組を推進していく際に必要な情報を収集できるものとなるよう意識すること。</p>

	<p>Ⅱ 検討委員会の設置</p> <p>当該課題に知見のある有識者等によって構成する検討委員会を設置し、Ⅰ調査研究やこどもの居場所の現状を把握するための調査方法（調査項目・調査票案等）の作成にあたって必要な助言等を受ける機会を設けることとする。</p> <p>なお、Ⅰ及びⅡの事務を進めるにあたっては、適宜、こども家庭庁担当課と協議すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>(1) こどもの居場所の現状を把握するための調査方法についてまとめた報告書</p> <p>(2) 各自治体で参考にできるようまとめた調査方法（調査項目・調査票案等）</p> <p>※電子媒体及び紙媒体で提出すること</p> <p>また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>成育局成育環境課 居場所づくり係 (03-6861-0229)</p>

令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般 1-11</p>	<p>「こどものためのサポートBOOK(仮称)」と事例集作成のための、 こどもホスピスのサポート機能に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>我が国において、医学の進歩や医療体制の整備などにより、小児がんや難病などの重い疾患を持つこどもであっても、住み慣れた地域での暮らしを継続することも可能となりつつある一方、断続的な入院や通院を伴う生活を余儀なくされているこども・若者(以下「こども」と言う。)は、希望する活動や社会参画、体験の機会等が制限されることも多いことから、学びや遊び、ふれあい、家族の休息などの機会を提供できるための環境整備とともに、終末期のケア等も含めた包括的な支援体制の構築が必要となっている。また、そのようなこどもと、きょうだい児を含めた家族全体が社会的・心理的に孤立しているケースも多く、状況により変化する治療や療養生活の実態や支援のニーズを的確に把握した上で、支援体制を整備することが重要である。</p> <p>こうした背景から、「こども大綱」(令和5年12月22日閣議決定)においては「こどもホスピスの全国普及に向けた取組を進める」ことが盛り込まれ、小児緩和ケアが必要なLTC(Life-Threatening Conditions:生命を脅かされる状態)※にあるこどもに対しての一層の療養環境の充実、いわゆる「こどもホスピス」の取組を推進していくことが求められている。</p> <p>これらの背景をふまえ、こども家庭庁は「こどもホスピス支援モデル事業」(令和6年度補正予算事業)を新設、全国自治体において、LTCのこどもやその家族の実態とニーズ把握、医療や教育、福祉等の関係者とのネットワークの構築や、さまざまな形態で展開されている「地域型こどもホスピス」の活動を後押しすると共に、地域の実情を踏まえた支援の課題と方策を検討する取組を推進している。</p> <p>また、こどもホスピスについては、LTCのこどもの「生きる」ことを支えるのみならず、家族全体を支える観点からも、こどもの療養生活の状況や、そのこどもの願いに応じた多様な取組を推奨しているところであり、令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業、『いわゆる「こどもホスピス」に関する調査研究(小児緩和ケアが必要なこどもの生活実態調査)』における、こども当事者を対象とした調査においても、年齢や疾患等を問わず、日常を生きるこどもとして、ひとり一人の固有の思いや願いを持っていることから、多様な者が協働してサポートしていく必要性が示唆されたところである。</p> <p>そういったこどものウェル・ビーイング向上を目指し、より良い支援のネットワーク形成と、サポータティブな社会醸成の好循環をつくるためにも、小児緩和ケアに従事する専門職や自治体等に限らず、こどもの友人や家族のサポートに関わる可能性のある者同士がLTCにあるこどもと家族を理解し、サポーターとして連携、協働し、全国のこどもホスピスの取組が「こどもまんなか社会」を目指すものであることが求められている。</p>

	<p>※LTC (Life-Threatening Conditions:生命を脅かされる状態) とは 英国小児緩和ケア協会及び、英国小児科学会による定義(1997年)より引用。4つのカテゴリー:1. 根本治療が奏功することもあるが、うまくいかない場合もある病態(小児がん、先天性疾患等) 2. 早期の死は避けられないが、治療によって予後の延長が期待できる(神経筋疾患等) 3. 進行性の病態で、治療はおおむね症状の緩和に限られる(代謝性疾患、染色体異常等) 4. 不可逆的な重度の障害を伴う非進行性の病態で、合併症によって死に至ることがある(重度脳性麻痺等)</p> <p><参考>こどもホスピスとは 令和5年度子ども・子育て支援推進調査研究事業における調査において、こどもホスピスの活動を主たる運営財源により、医療報酬による「医療型」、障害報酬による「福祉型」、それらを財源とせず、寄付や助成金等を主たる財源とする「地域型」に分類、そのうち「地域型こどもホスピス」においては、こどもや家族の状況や希望に応じた支援が可能となるよう、デイユースを中心に宿泊機能を備えたものや、訪問やイベントによる支援など、代表的な以下①～⑨の他にも独自のプログラムや形態等が組み合わせられ提供されていると思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● こどもの遊びや体験活動への支援 ● こども同士の交流支援 ● こどもの学習支援 ● こどもの療養生活に伴うこどもと家族の休息と安心の場の提供 ● こどもの療養生活に伴う相談に対応する支援 ● きょうだい児への支援 ● 家族同士の交流支援 ● こどものスピリチュアルを支える支援 ● こども当事者が参画するアドボカシーに関する支援 ● 家族のピリブメントケア及び、グリーフケア
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>I 調査研究 令和5年度、令和6年度の調査研究の結果をふまえ、LTCにあるこどもやLTCの経験者、きょうだい児の声を反映した上で「こどものためのサポートBOOK(仮称)」及び、こどもホスピスのサポート機能に関するデータを収集し整理、分析をふまえた事例集を作成する。(その調査方法等については、検討会の協議をふまえること)</p> <p>【具体的方法】</p> <p>(1) 全国のこどもホスピス及び、LTCのこども当事者ときょうだい児含めた家族を対象にした、サポート事例の調査</p> <p>① 全国の医療型・福祉型こどもホスピス(各3～5カ所程度)、地域型こどもホスピス(10～15カ所程度)への、基本情報についてのアンケート調査及び、詳細についてのヒアリング調査を実施。</p> <p>② ①の調査対象であるこどもホスピスのサポートを得ている、あるいは得た経験のあるこども当事者、きょうだい児含めた家族(各3～5組程度)を対象</p>

にインタビュー調査を実施。

- ③ これら収集したサポート事例をふまえ、こどもホスピスにおけるサポート機能を多角的に分析した上で事例集としてまとめる。

<留意点>

- 令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業『いわゆる「こどもホスピス」に関する調査研究（小児緩和ケアが必要なこどもの生活実態調査）』における、こども当事者を対象とした調査結果を反映したものであること。
- 全国の地域性、多様な取り組みを機能面から紹介する視点をふまえ、図表等を用いた分かりやすい内容であること。
- ①のヒアリング調査の対象は、連携に基づいたソーシャルワーク実践者、地域の社会資源やネットワークを把握するソーシャルワーカー等が望ましい。
- ②については、こどものみ、こどもと家族、こども同士のグループと言った方法を組み合わせ、対象者に負担なく、且つ効果的な情報が得られる形態を検討し採用すること。
- 事例や社会資源等の掲載において団体や個人名等を開示する前提のものではないが、必要情報の使用の可否等を十分に確認した、倫理面に配慮した調査、事例集であること。
- 地域型こどもホスピスの事例を収集する前提において、調査対象となるNPO等の民間団体等の概数や活動実態が十分に把握されていないことから、令和5年度『いわゆる「こどもホスピス」における支援の実態とニーズ把握のための調査研究』において調査対象に抽出された、地域型こどもホスピスの観点から、新たな民間団体等を机上調査等で再整理した上で調査すること。

- (2) LTCのこども、またはLTCの状態を経験したことのあるこどもとそのきょうだいを対象にしたヒアリング調査（「こどものためのサポートBOOK(仮称)」の作成）

こども当事者の視点から、LTCのこどもときょうだいや家族に必要な社会・心理的サポートや、よりサポートティブな社会となるための意見やアイデアを収集、その結果をとりまとめた上で、冊子「こどものためのサポートBOOK」(仮称)を作成する。

<留意点>

- 内容は、LTCのこどもの内容を対象に含み「こどもホスピス」や「小児緩和ケア」についての説明を加えたものが望ましいが、幅広い対象を想定することなど、ヒアリングに参画したこどもの意見や意向を尊重し、こどもにとって身近なサポーターであるこども(小学生以上～)が関心を寄せ理解できるものとする。
- 令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業『いわゆる「こどもホスピス」に関する調査研究（小児緩和ケアが必要なこどもの生活実態調

	<p>査)』における、こども当事者を対象とした調査結果を反映したものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ヒアリング対象は「現在、LTCにあるこども」と限定せず、広くLTCを経験したこども(概ね中学生から25歳以下、15名程度)とし、個別と限らず、オンライン等のグループインタビューを複数回実施するなど、十分な意見交換が可能な方法を採用、協力者への心身への負担やフィードバックにも配慮した実施であること。 <p>II 検討委員会の設置</p> <p>Iの検討に当たっては、当該課題に知見のある有識者等によって構成する検討委員会を設置し、適宜、意見聴取を実施し、助言を求めることとする。なお、構成員の人選及び調査の進め方等は、こども家庭庁成育環境課と適宜協議すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>上記の調査を実施した成果物として、一般報告書(調査内容が概観できるもの)、事例集、こどものためのサポートBOOK(仮称)を作成し提出すること。併せて、調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書については、紙媒体の提出の他、電子媒体(ワードやエクセル等)も併せて提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>成育局成育環境課 こどもホスピス専門官 (03-3539-8327)</p>

令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般 1-12</p>	<p>こどもの居場所づくりの促進のための、他領域との連携を踏まえた人材配置に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>地域の実情に沿ったこどもの居場所づくりを推進するための「こどもの居場所づくりコーディネーター」は、「こどもの居場所づくりに関する指針」（令和5年12月閣議決定）においても重要な役割を果たす存在として言及されており、その配置の促進は加速化プランとして推進される重要施策であるが、各自治体における人的配置は進んでいない。現状では地域で多様なコーディネーターがすでに活動しているところ、「こどもの居場所づくりコーディネーター」としての発令でなくとも、他領域との連携を視野に入れつつ実現性・実効性の高い形式で、こどもの居場所づくりを促進する観点から地域で活動する人材を配置し、活動できる環境を整備することが求められている。</p> <p>本調査研究では、こどもの居場所づくりの観点から地域社会で活動する人材に求められる役割や資質等について検討し、すでに地域社会で活動している多様なコーディネーター等との連携を踏まえつつ、そうした役割を担う人々の配置を地域で促進し、その人材が活躍できる環境を整備するための方策について検討することを目的とする。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>I 調査研究</p> <p>① こどもの居場所づくりを促進する観点から地域で活動する人材の配置の現状についての定量的調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ こどもの居場所づくりを促進する観点から地域で活動する人材の配置の有無についてアンケート調査を実施する。配置している場合はその肩書や配置時に重視した条件、配置後にその人材が果たした役割について、配置していない場合は配置しない理由についても、アンケート項目に含める。 <p>② こどもの居場所づくりを推進する自治体を対象とした定性的（ヒアリング等）調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ こどもの居場所づくりを推進していると考えられる自治体を、規模等の観点から多様性をもたせつつ複数（10自治体程度）抽出し、人材配置に関する課題や期待される成果等について定性的（ヒアリング等）調査を実施する。 ・ また、定性的（ヒアリング等）調査の際には、そうした人材が役割を果たすために重要な事項（予算・制度・専門性・地域性等、幅広くに検討することを想定）等について調査するとともに、人材の配置後の活動の展開予定についても調査を行う。 ・ なお、調査対象自治体には、①において人材配置を進めていると回答した自治体を含んでも良い。

	<p>③ 他領域と連携して、もしくは他領域において配置された人材（社会教育士や児童館職員等を想定）を対象とした、居場所づくりを促進する観点との親和性についての定性的（ヒアリング等）調査</p> <ul style="list-style-type: none"> 人材配置における他領域との連携の可能性を模索するため、他領域に関わって配置される人材が、「こどもの居場所づくりに関する指針」を基に自治体で取り組まれている施策や、居場所づくりを評価・検証する項目（令和6年度調査研究事業「こどもの居場所づくりに関する評価及び検証についての調査研究」の成果等を活用することを想定）をどのように捉えるかについて、定性的（ヒアリング等）調査を実施する。 他領域と連携する際に課題となり得る内容について検討するとともに、評価・検証項目に対する改善点等の意見も集約することとする。 また、こどもの居場所づくりの観点から地域で活動を継続していくために重要な事項（予算・制度・専門性・地域性等、幅広く検討することを想定）等について調査するとともに、今後の活動の展望予定についても調査を行う。 <p>II 検討委員会の設置</p> <p>当該課題に知見のある有識者等によって構成する検討委員会を設置し、I 調査研究やこどもの居場所づくりの促進のための、他領域との連携を踏まえた人材配置の検討にあたって必要な助言等を受ける機会を設けることとする。</p> <p>なお、I 及びIIの事務を進めるにあたっては、適宜、こども家庭庁担当課と協議すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>こどもの居場所づくりの促進のための、他領域との連携を踏まえた人材配置についてまとめた報告書</p> <p>※電子媒体及び紙媒体で提出すること</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>成育局成育環境課 居場所づくり係 (03-6861-0229)</p>

令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般 1-13</p>	<p>新生児聴覚検査の実施体制向上に向けた実施手引き書の作成に関する研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>聴覚障害は、早期に発見され適切な支援が行われることで、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑え、コミュニケーションや言語発達を促進に寄与する。そのため、全ての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施することが重要である。</p> <p>都道府県及び市町村の行政機関においては、平成29年度より創設された新生児聴覚検査体制整備事業のもと、協議会の設置や普及啓発等により、新生児聴覚検査の推進体制が整備されている。市町村は、リファーマ（要再検）となった児の保護者に対し、必要に応じて遅滞なく精密検査を受検できるよう勧奨することが望ましく、令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において、そのロードマップとして「新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引き書」が作成された。</p> <p>先般、小児難聴の主要な原因の一つである先天性サイトメガロウイルス感染症について、症候性先天性サイトメガロウイルス感染症に対する治療薬が初めて保険適用されたことや、新生児聴覚検査の確認検査でリファーマ（要再検）になった場合、生後3週間以内に先天性サイトメガロウイルス感染症の検査を行うことが強く推奨されていることから、母子保健法施行規則の一部を改正する内閣府令として、母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省 令第五十五号）の一部を改正したことを踏まえ、「新生児聴覚検査の実施について」（平成19年1月29日雇児母発第0129002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知。以下「通知」という。）を改正した。</p> <p>このような新しい知見を踏まえて、本調査研究は、全国的な新生児期及び乳幼児期の聴覚検査の実施体制の向上を目指し、すでにそれらの聴覚検査を推進するための体制整備が進んでいる地域における取組について情報収集を行い、自治体担当者向けの事例集を作成するとともに、全国の自治体における体制整備上の課題を把握・整理する。それらの情報を踏まえ、有識者による検討を行い、前述の事例等を参考とし、自治体担当者向けの実践的な実施手引き書の作成を行うものである。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<p>本事業は、新生児期及び乳幼児期の聴覚検査の実施体制の整備に関して、その実態及び課題を把握するための調査と、調査結果を踏まえた事例集の作成及び実施手引き書の作成を行う。</p> <p>① 実態把握のための調査としては、全国の都道府県及び市町村を対象とした悉皆調査を実施したうえで、先進的な取組を行っている自治体についてはヒアリング調査を行い、事例集を作成する。</p> <p>② 新生児期及び乳幼児期の聴覚検査の体制整備の実態及び課題を踏まえ、有識者（耳鼻咽喉科医や産婦人科医、小児科医、行政担当者や療育施設関係者など）による検討会を通して、自治体担当者向けの実践的な実施手引き書を検</p>

	討・作成する。
求める成果物	<ul style="list-style-type: none"> (1) 調査研究による結果をまとめた電子媒体及び紙媒体での報告書。 (2) 上記①の内容について分かりやすくまとめた取組事例集。 (3) 上記②の内容について、実施手引き書の作成。 (4) 調査・分析に用いた電子データ一式。
担当課室・担当者	成育局母子保健課 課長補佐 (内線 03-6862-0402)

令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般 1-14</p>	<p>災害発生時に係る妊産婦・乳幼児等に対する支援のための調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>近年、全国各地において大雨や地震等の自然災害等が頻発しており、これらの発生に備えた体制整備が求められている。</p> <p>災害対策基本法（昭和36年法律第223号）では、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を「要配慮者」と定義し、国及び地方公共団体は、要配慮者に対する防災上必要な措置に関する事項の実施に努めなければならないと規定されている。特に妊産婦にとって、妊娠・出産・育児の経験は、心身に多大な変化をもたらす経験であり、そのため妊産婦はマイナートラブルの自覚や不安が生じやすい。さらに、被災による、直接的・間接的な多様な出来事が複合要因となり、被災地の妊産婦には、より一層の心身の負担をもたらさう。そのため、要援護者の中でも、妊産婦や乳幼児は、その特性に応じた対策が求められる。</p> <p>また、「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（令和5年3月閣議決定）」においても、「自然災害時や感染症発生時においても、成育過程にある者等に対して、適切な配慮の下、必要な成育医療等が提供されることが求められる。」とされている他、災害時等における支援体制の整備として、「災害時等における授乳の支援や液体ミルクをはじめとする母子に必要となる物資の備蓄及び活用を推進する。」ことや、「地方公共団体において、乳幼児、妊産婦、発達障害児、医療的ケア児等の要配慮者に十分配慮した防災知識の普及、訓練の実施、物資の備蓄等を行うとともに、指定避難所における施設・設備の整備に努め、災害から子どもを守るための関係機関の連携の強化を図る。」こと等を示している。</p> <p>妊産婦・乳幼児に対する情報提供資料については、これまで、「災害時の妊産婦を守る情報共有マニュアル（保健・医療関係者向け）」や「妊産婦を守る情報共有マニュアル（一般・避難所運営者向け）」等が作成されている他、母子保健課においても「避難所等で生活している妊産婦、乳幼児の支援のポイント（以下、「支援のポイント」という。）」を示しているところであるが、最近の社会情勢や直近の大規模災害の状況が反映された情報提供資料であるとは言えない状況にある。</p> <p>上記の状況を踏まえ、本調査研究においては、保健師をはじめとする自治体職員が活用できる「支援のポイント」及び手引き等を作成することを目的とする。</p> <p>（参考）https://www.mhlw.go.jp/content/10600000/000328676.pdf</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>1. 事務局において支援のポイント及び手引き作成に係る検討を行うこと。</p> <p>【検討事項】</p> <p>①これまでの、災害対応（母子保健）に係る調査研究事業等で作成されたマニュアルや資料等の収集、分析及び取りまとめの実施。</p> <p>②ヒアリング対象の選定等の検討。</p> <p>③保健師をはじめとする自治体職員が災害時の妊産婦・乳幼児に対する避難所での支援等にあたり活用可能な支援のポイント及び手引き（案）等の作</p>

	<p>成。</p> <p>2. ヒアリング調査 (調査の対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本大震災以降で大規模災害を経験した自治体 ・ 東日本大震災以降で大規模災害自治体へ応援派遣を行った自治体 ・ 母子保健に関する有識者や団体等 <p>(ヒアリング内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の「支援のポイント」における項目の不足点 ・ 現行の「支援のポイント」において改定すべき事項 等 ・ 自治体で作成されている妊産婦、乳幼児に対する支援マニュアルについて 等 <p>なお、ヒアリング調査については、手引きに係る検討を行う際の基礎資料に資するよう分析を行う。</p> <p>分析結果については、調査研究実施者において素案をとりまとめ、担当課等の意見を踏まえ修正等を行うものとする。</p> <p>3. 避難所等で生活している妊産婦、乳幼児への支援のポイント及び手引き等の作成</p> <p>自治体の参考となるよう、妊産婦、乳幼児への支援のポイント及び手引き等を作成すること。なお、本調査研究を進めるにあたっては、適宜、こども家庭庁担当課と協議すること。また、本調査研究に関する内容について公表する場合は、予めこども家庭庁担当課の承認を得ること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>1. 上記「2.」のヒアリング調査等の集計結果に係る電子データ（原則 Excel とする）一式</p> <p>2. 上記「3.」で作成した妊産婦、乳幼児への支援のポイント及び手引き等の電子媒体（PDF 及び Word）</p> <p>3. 調査研究による結果をまとめた電子媒体及び紙媒体での報告書</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>成育局母子保健課 母子保健指導専門官（内線 03-6862-0402）</p>

令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般 1-15</p>	<p>小中高生の自殺関連行動に係る支援のための調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>我が国の小中高生の自殺者数は近年増加傾向にあり、令和2年に大きく増加し、令和6年は527人（暫定値）と過去最多となり、喫緊の課題である。</p> <p>こども家庭庁では、令和5年に「こどもの自殺対策緊急強化プラン」をとりまとめ、警察や消防、学校、自治体等の自殺統計等を集約し、こどもの自殺の多角的な分析を行うための調査研究を実施している。</p> <p>令和6年版自殺対策白書によると、令和4年以降、小中高生の自殺者のうち、自殺未遂後1年以内に自殺した者は自殺未遂歴がある者の中で過半数を占めていることが判明したことから、自殺未遂者の自殺の再企図の防止と、こどもを取り巻く関係者による一体的な支援強化が求められている。</p> <p>そこで、小中高生の自殺未遂者及びその家庭が、適切な支援に繋がりと、安心した地域生活を継続できるよう、自殺未遂者支援の取組を推進することを目的に、支援の実態を把握し、その支援事例をとりまとめ、具体的な工夫や課題等を整理し、支援機関間の連携を促進する情報共有シート等を作成する。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国内外における自殺未遂者支援（成人期、子ども・若者世代への取組を含む）に係る多機関連携システムの構築及び一体的なケアのマネジメントにおいて活用されている支援ツール等、また国内における同様の先行調査、先行文献、支援事例等をレビューする。 2. 保健・医療・福祉・教育現場における有識者、自治体関係者等（5～8名程度）で構成される検討委員会を設置し、小中高生の自殺関連行動やその支援の実態を把握するために必要な質問票の検討を行う。例えば、直近3年間程度の自傷・自殺未遂者の把握方法（情報提供元）、原因・動機（特定手法）、支援方法（期間、連携した関係機関）、関係機関間の情報共有（本人同意の有無）の方法・様式、支援経過・評価方法等の質問項目を想定。 3. 支援機関（例えば、病院・診療所、保健所、精神保健福祉センター、児童相談所等を想定）に対し、上記2で検討した支援実態を把握するための質問票調査（悉皆を想定）を実施する。 4. 検討委員会において、上記3の質問票調査結果の分析を行うとともに、当該質問票調査時に協力が得られた支援機関に対するヒアリングの内容について検討する。 5. 上記4で検討したヒアリングについて、10か所程度の支援機関に対して行い、支援や支援機関間の連携にあたっての工夫点や課題に感じていること、潜在ニーズ等も含めて支援事例の詳細を把握する。 6. 検討委員会において、質問票調査結果の分析やヒアリング結果をふまえた協議を通して、具体的な支援事例に係る工夫や課題等を整理してとりまとめ、支援機関間の連携を促進する情報共有シートと手引きを作成し、報告書を取りまとめる。

	<p>※ 上記の検討委員の選定等、すべてを自殺対策室担当者と相談の上、決定すること。委員会は3～4回程度開催（オンライン可）、事前の検討委員への資料送付（必要に応じて個別説明）、議事録の作成等を通して認識の共有を図るなど円滑に事業を遂行すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>調査結果、具体的な支援事例、情報共有シート等をまとめた報告書の提出にあたっては、統計解析等に用いたデータセット、調査結果集計表の電子媒体（編集・加工が可能な媒体を含む）も提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>支援局 総務課 自殺対策室（03-3539-8352）</p>

令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般 1-16</p>	<p>いじめ防止・不登校対策をはじめとする教育福祉連携の好事例等に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文部科学省の調査(※)結果によると、令和5年度のいじめの認知件数は約73万件、いじめの重大事態の発生件数は1,306件、不登校児童生徒数は小・中学校で約35万人と過去最多であり、憂慮すべき状況である。 ・ いじめ防止や不登校対策については、主に文部科学省において、学校・教育委員会等における取組を進めているが、子ども家庭庁では、令和5年度から「学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証」に取り組むとともに、令和6年度補正予算において「地域における不登校の子どもへの切れ目ない支援事業」に係る予算を計上するなど、首長部局におけるいじめ防止・不登校対策に関する取組を支援しているところ。 ・ いじめや不登校、自殺などの子どもを取り巻く諸課題の背景には、様々な事情が複雑に関係していることが多いから、これらの対応については、学校だけに任せるのではなく、教育・福祉等が一体となって地域全体で子どもへの支援を進めるとともに、「いじめ」「不登校」等の個別の課題ごとに縦割りで対応するのではなく、地域全体での包括的な支援につながるよう、社会総がかりで取り組むための連携促進・体制整備を推進することが必要である。 ・ 子ども家庭庁と文部科学省との間では、両省庁の連携の下、いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議や誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部が開催されるなど、教育福祉等の連携に取り組んできたが、各地方自治体においてどのような連携状況となっているかは必ずしも明らかではないことから、状況を把握するとともに、連携促進に資する要素を把握する必要がある。 ・ このため、子ども家庭庁において、いじめ防止・不登校対策をはじめとする教育福祉連携の好事例等を把握し、今後の施策検討のための資料として活用することとしたい。 <p>(※) 令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（令和6年10月31日集計結果公表）</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>シンクタンク、NPO等に調査を委託し、アンケートを通じていじめ防止・不登校対策をはじめとする教育福祉連携の好事例等を把握・整理するとともに、抽出した一部の自治体・教育委員会等への聴き取りを行い、教育、福祉等に関する行政、関係機関、専門家、地域住民等との連携の好事例や課題を把握する。</p> <p>○一次調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各都道府県・市区町村（首長部局）等でのいじめ防止・不登校対策における教育福祉連携に関する基礎情報（首長部局での体制、関係条例の有無、平時・事案対応時のそれぞれの教育委員会や関係部署・関係機関との連携状

	<p>況、個別のケース等) を把握し、必要に応じて追加的に取材等を行い、各自治体における教育福祉連携に関する情報を取りまとめる。</p> <p>○二次調査</p> <ul style="list-style-type: none"> 一次調査の結果を踏まえ、教育福祉が十分連携しており、地域総がかりでの対応が進んでいると考えられる自治体等から抽出した一部の自治体の首長部局及び教育委員会等（10～20 件程度を想定）に対し、具体的な連携状況や連携促進に係る取り組み、連携に係るキーパーソン等に関する聴き取り調査を実施し、好事例や課題等を整理。 <p>○情報の集約・整理</p> <ul style="list-style-type: none"> 一次調査・二次調査によって得られた情報を集約し、いじめ防止・不登校対策をはじめとする教育福祉連携の推進に資する情報を整理するとともに、教育福祉連携を進めるために簡単な分析を行う。 <p>※なお、調査及び分析の詳細な項目については、支援局総務課と協議の上、決定すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>○各自治体のいじめ防止・不登校対策をはじめとする教育福祉連携の状況及び好事例・課題をまとめた報告書</p> <p>※電子媒体及び紙媒体で提出すること。</p> <p>また、一次調査によって得られた教育福祉連携に関する基礎情報（首長部局での体制、条例、関係機関、教育福祉連携状況等）等の電子データ一式も併せて提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>支援局総務課 地域支援係（03-6862-0367）</p>

令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般 1-17</p>	<p>里親支援センターの第三者評価における第三者評価機関職員の研修に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>里親支援センターは、令和6年4月1日より新たに児童福祉施設として創設したものであり、児童福祉施設の設置及び運営に関する基準第88条の9により、業務の質の評価について、自ら評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価（以下「第三者評価」という。）を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならないこととされている。</p> <p>令和6年度においては、里親支援センターの第三者評価が適切かつ円滑に実施されるよう、第三者評価基準を示し、「里親支援センターの第三者評価ガイドライン」を策定したところであるが、第三者評価機関の職員の質の向上等に向けて、第三者評価機関の職員に対する研修体系についてさらに整備する必要がある。</p> <p>このため、児童養護施設等の第三者評価機関の職員を対象とした研修体系等を参考にした上で、里親支援センターの第三者評価機関の職員の養成・継続（応用）研修、第三者評価機関の更新研修の研修体系を検討し、そのカリキュラム案を策定することを目的として、調査研究を行う。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 有識者、自治体職員、里親支援センター等で構成する検討委員会を開催し、調査研究のあり方について検討を行う。なお、構成員の決定等について、適宜、担当課と協議すること。 ○ 里親支援センターにおける第三者評価機関職員の養成・継続（応用）研修、第三者評価機関の更新研修について、児童養護施設等の既存の第三者評価に関する研修内容等を調査したうえで、里親支援における独自性について十分に検討を行い、第三者評価者機関職員に求められる質の向上をはかるための研修内容を検討する。 ○ 里親支援センターの第三者評価を実施する評価機関の職員の養成・継続（応用）研修、第三者評価機関の更新研修のカリキュラム案を作成する。 ○その他、調査研究を進めるにあたっては、担当課と協議すること。
<p>求める成果物</p>	<p>上記の内容を実施し、報告書を作成し、提出すること。併せて調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書については、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>支援局家庭福祉課 社会的養護専門官 社会的養育支援係（内線 03-6859-0174）</p>

令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般 1-18</p>	<p>ケアニーズの高い子どもを支援する施設の高機能化・多機能化に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>都道府県社会的養育推進計画の策定要領において、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組を示しているところ、児童心理治療施設・児童自立支援施設については、「ケアニーズの非常に高い子どもへの対応など、その性質や実態等に鑑み、国において、多機能化・高機能化の在り方について十分に検討を重ね、その結果を踏まえ、施設の運営や新たな設置（改築）についての方向性を示す。」としている。</p> <p>令和6年度に実施した「ケアニーズの高い子どもを支援する施設のあり方に関する調査研究」では、児童心理治療施設、児童自立支援施設の各施設において、新規入所および退所となる子どもについて、共通の行動チェックリストを用いて、ケアニーズが高いと考えられる子どもの行動特性や状態像を明らかにするとともに、各施設において特に対応が困難とされる、自傷、暴力行為、自殺企図の状態を呈する子どもに対するケアの実態などを把握し、各施設における支援内容を明らかにした。</p> <p>上記結果を踏まえ、児童心理治療施設、児童自立支援施設の各施設の高機能化・多機能化に向けて、ケアニーズの高い子どもを支援するための取組等の施設間の比較検討や、他機関等との連携内容等を整理した上で、これを実現するために必要な課題を明らかにすることを目的として、調査研究を行う。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 検討に当たっては、上記先行研究の内容を踏まえるとともに、各施設協議会、自治体、学識経験者等からなる検討委員会を設置する等、現場の実態が反映されるよう検討を行う。なお、構成員の決定等について、適宜、担当課と協議すること。 ○ 上記検討委員会において、今後、児童心理治療施設・児童自立支援施設の高機能化・多機能化に向けて、各施設における養育実態、入所している子どもの状態像をふまえ、各施設における取組等について施設間で比較検討を行う。また、アンケート調査・ヒアリング調査等により、他機関との連携内容を十分に明らかにした上で、実施にむけた課題整理を行う。その上で、ケアニーズの高い子どもを支援する施設の高機能化・多機能化における課題を明らかにする。 ○ その他、調査研究を進めるに当たっては、担当課と協議すること。
<p>求める成果物</p>	<p>上記の内容を実施し、報告書を作成し、提出すること。併せて調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書については、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>支援局家庭福祉課 児童福祉専門官 措置費係（03-6859-0137） 指導係(03-6859-0149)</p>

令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般 1-19</p>	<p>社会的養護下のこども等への自立支援のあり方に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>令和4年改正児童福祉法が施行され、令和6年4月1日より社会的養護自立支援拠点事業が創設され、児童自立生活援助事業については年齢及び実施場所の弾力化が行われたところである。</p> <p>これを踏まえ、令和6年3月に社会的養護経験者等への支援を行う際の手引き及び参考として使用されることを目的として、「社会的養護経験者等への支援に関するガイドライン」を策定したところであるが、事業の実施状況や支援内容については、地域や事業所間でばらつきがあるところである。</p> <p>そのため、社会的養護下のこども等への自立支援の充実を図るため、退所間近の児童養護施設等に入所中のこども等や児童自立生活援助事業所（社会的養護自立支援拠点事業所を含む）に入所中のこども等が自立するに当たっての支援について、児童自立生活援助事業の対象年齢や実施場所の弾力化を踏まえ、年齢や進路先別、各段階別（はじめて自立するのか、退所後に再度自立支援を受けるのか等）に応じた実態や課題効果的な支援方法等を把握する。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>○ 検討に当たっては、各施設協議会、里親・ファミリーホーム、社会的養護自立支援拠点事業所、自治体、学識経験者等からなる検討委員会を設置する等、それぞれの現場の実態が反映されるよう検討を行う。なお、構成員の決定等について、適宜、担当課と協議すること。</p> <p>○ 上記検討委員会において、社会的養護下のこども等への自立支援の充実を図るための検討を行う。検討にあたっては、アンケート調査・ヒアリング調査等を実施するなど、実態や課題、効果的な支援方法等を把握する。</p> <p>○ その他、調査研究を進めるにあたっては、担当課と協議すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>上記の内容を実施し、報告書を作成し、提出すること。併せて調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書については、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>支援局家庭福祉課 社会的養護専門官 社会的養育支援係（内線 03-6859-0174）</p>

令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般 1-20</p>	<p>里親・ファミリーホーム・施設のあり方に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>令和3年度に開催した社会的養育専門委員会の報告書（令和4年2月10日公表）においては、「里親の種別、里親要件、柔軟な里親制度の運用やファミリーホームと里親の定員など里親、ファミリーホームのあり方について、施設の小規模化の今後も含めて、速やかに検討を開始」また、「児童福祉施設と自立援助ホームについて、それぞれの機能と果たす役割、これに伴う人員配置基準等の在り方、そしてそれらを支える措置費の在り方について、ケアニーズに応じた支援が適切に成されるよう、調査研究を行うなど速やかに検討を開始」との提言がなされている。</p> <p>令和4年度は「里親・ファミリーホーム・施設のあり方に関する調査研究」を実施し、里親や施設等における特別なケアを要する児童の実態把握を行い、令和5年度は「里親・ファミリーホーム・施設のあり方に関する調査研究」において、日常的な生活におけるケア、ケアニーズに応じた支援の内容等を把握するとともに、「社会的養護関係施設等の経営実態及び施設等職員の勤務実態に関する調査研究」を実施し、施設職員等の勤務実態を可視化・定量化、さらに児童養護施設等職員の給与の実態や児童養護施設等の経営状況等を収集・分析を行っている。</p> <p>令和6年度は入所児童等の状態像や措置費の各種加算の取得状況等を把握し、児童養護施設等における実際の職員配置と措置費上の職員配置を比較することにより、入所児童等の状態像に応じた支援や措置費のあり方を検討している。</p> <p>これらの先行研究を踏まえ、里親や児童養護施設等の支援の実態や、児童養護施設等の高機能化等に必要な財政支援について検討を行うことを目的として、調査研究を行う。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 検討に当たっては、上記先行研究の内容を踏まえるとともに、里親・ファミリーホーム、各施設協議会、自治体、学識経験者等からなる検討委員会を設置する等、それぞれの現場の実態が反映されるよう検討を行う。なお、構成員の決定等について、適宜、担当課と協議すること。 ○ 令和6年度までの先行研究で得られた措置児童の実態や支援内容、職員の配置状況等のデータを基に、里親や児童養護施設等の支援の実態や、児童養護施設等の高機能化等に必要な財政支援について検討を行うとともに、必要に応じて追加調査及びヒアリング調査を行うこと。 ○ その他、調査研究を進めるに当たっては、担当課と協議すること。
<p>求める成果物</p>	<p>上記の内容を実施し、報告書を作成し、提出すること。併せて、調査に係る電子データ等についても提出すること。報告書については、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>支援局家庭福祉課 社会的養護専門官 措置費係（03-6859-0137） 指導係（03-6859-0149）</p>

令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般 1-21</p>	<p>ひとり親家庭等の家計の収支状況等に関する分析について</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>令和6年度の調査研究事業において、「ひとり親家庭等の家計の収支状況等に関する調査研究」を実施し、既存の統計調査（国民生活基礎調査（厚生労働省）、全国家計構造調査（総務省）、社会生活基本調査（総務省））の再集計やアンケート調査を通じて、ひとり親家庭及びこどものいる貧困家庭（以下「ひとり親家庭等」という。）の家計の状況や子どもへの影響等に係る基礎的なデータの収集・集計を行った。</p> <p>令和7年度においては、これらの結果等を踏まえ、所得が増加しない要因や各所得階層における子どもも含めた世帯の状況等について、より詳細な分析を行い、今後のひとり親家庭等の支援の方向性を検討するにあたっての検討材料を得る。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>（1）既存の統計調査結果の更なる分析 既存の統計調査結果（国民生活基礎調査（厚生労働省）、全国家計構造調査（総務省）、社会生活基本調査（総務省）等）の再集計結果を踏まえ、統計的な分析手法を用いて更なる分析を行う。</p> <p>（2）分析の主な観点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等が低所得から抜け出しにくい要因の類型化 ・ひとり親家庭等の生活時間や生活行動の分析 ・所得が増えたために児童扶養手当が支給停止となったひとり親及びそのこどもの状況の把握 等 <p>（3）その他</p> <p>調査研究の実施にあたっては、個別ヒアリング等により、必要に応じて有識者等の意見を聴取することとする。</p> <p>※本調査研究を進めるにあたっては、支援局家庭福祉課と協議すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・調査結果の概要（PowerPoint 媒体）及び詳細データ（Excel 媒体） ・調査研究報告書・提言（調査結果の分析・検証結果） <p>※報告書の具体的な内容については、支援局家庭福祉課と協議するものとする。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>支援局家庭福祉課 就業・自立支援専門官（050-1704-1859） 扶養手当係（03-6859-0184） こどもの貧困対策担当（03-6859-0183）</p>

令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般 1-22</p>	<p>母子生活支援施設を活用した地域のひとり親家庭支援の効果的な実施に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>母子生活支援施設は、母子が一緒に生活しつつ、共に支援を受けることができる唯一の児童福祉施設であるという特性を活かし、離婚協議中の家庭等も含め、離婚前後において、一定期間母子生活支援施設を活用して、離婚後の住まい及び就業の支援や、同居する親子関係の再構築を含めた家庭及び生活環境を整える支援を実施することが可能である（ひとり親家庭地域生活支援事業）。さらに、その機能や専門性を活かして、当該施設に入所している母子に限らず、国の補助事業等を活用して、地域のひとり親家庭を対象とした相談支援や情報発信、ひとり親家庭のこども等を対象とした学習支援等（ひとり親家庭等生活支援事業、こどもの生活・学習支援事業等）も行われており、地域で生活するひとり親家庭への支援に関しても、重要な役割を果たしている。</p> <p>そこで、母子生活支援施設を活用して地域のひとり親家庭支援を実施している事例を把握し、全国の自治体に対して取組事例を広く周知することで、支援体制の強化や政策・制度の充実につなげることを目的とする。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>自治体のひとり親支援担当部署及び母子生活支援施設を対象としてアンケート調査を実施し、母子生活支援施設を活用した地域のひとり親家庭支援の実施の有無やその効果、課題等について把握する。</p> <p>上記のアンケート結果を踏まえて、自治体及び母子生活支援施設に対してヒアリング調査を行い、支援を実施するに至るまでの検討過程、現在行っている支援の内容や抱えている課題、当該課題の解決に向けて取り組んでいることなど、他の自治体にとって参考となる内容を収集し、事例集として取りまとめる。</p> <p>調査研究の実施にあたっては、検討委員会の設置もしくは個別ヒアリング等により、必要に応じて関係団体や有識者等の意見を聴取することとする。</p> <p>※本調査研究を進めるにあたっては、支援局家庭福祉課と協議すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>以下の内容を含む報告書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査結果のとりまとめ及び分析 ・ヒアリング調査結果等を踏まえた事例集 ・母子生活支援施設を活用した地域のひとり親家庭支援の効果的な実施についての検討結果（課題、考察等） <p>※報告書の詳細については、支援局家庭福祉課と協議すること。</p> <p>※いずれも電子媒体で提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>支援局家庭福祉課 就業・自立支援専門官（050-1704-1859） 生活支援係（03-6859-0183）</p>

令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般 1-23</p>	<p>地域こどもの生活支援強化事業の実態把握及び実施促進に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>多様かつ複合的な困難を抱える子どもたちを対象として、自治体の実施主体となって実施する「地域こどもの生活支援強化事業」は、こどもの食事の支援のほか、①様々な機会・体験（学習教室、プレーパークなど）の提供を行う事業、②こどもの居場所等の立ち上げを支援する事業（立上げ支援）、③相談窓口の設置やコーディネーターの配置、地域の子どもたちの支援ニーズを把握するための研修など地域で子どもを支援するための仕組みづくりを行う事業等を組み合わせて実施することが可能となっている。</p> <p>これらの支援メニューの実践例を把握し、全国の自治体に対して広く周知を行うことにより、支援が必要な子どもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みづくりを促進することを目的とする。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>（１）地域こどもの生活支援強化事業にかかる実態調査・好事例集の作成 地域こどもの生活支援強化事業のうち、こどもの食事支援だけではなく、他の様々な支援メニューを実施している自治体及び自治体から事業の委託等を受けている団体等に対し、立上げ過程を中心にアンケート調査を実施するとともに、好事例と考えられる自治体等に対し、ヒアリング調査を実施する。</p> <p>事業を立ち上げたきっかけやどのような準備をしたのかといった立上げ過程、現在行っている支援の内容や抱えている課題、当該課題の解決に向けて取り組んでいること、支援が必要な子ども・家庭への活動現場でのアプローチ・関わり方、自治体との連携による子ども・家庭への具体的な支援など、他の自治体にとって参考となる内容を収集し、事例集として取りまとめる。</p> <p>（２）子ども食堂等の事業者向けの事業マップの更新 子ども食堂等の支援を行っている各関係省庁の取組を示した事業マップの内容を更新し、リーフレット等の形で視覚的にわかりやすくまとめる。</p> <p>（３）その他 調査研究の実施にあたっては、検討委員会の設置もしくは個別ヒアリング等により、必要に応じて関係団体や有識者等の意見を聴取することとする。 ※本調査研究を進めるにあたっては、支援局家庭福祉課と協議すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>以下の内容を含む報告書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査結果のとりまとめ及び分析 ・ヒアリング調査結果等を踏まえた事例集 ・各事業の効果的な実施についての検討結果（課題、考察等） <p>※報告書の詳細については、支援局家庭福祉課と協議すること。 ※いずれも電子媒体で提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>支援局家庭福祉課 就業・自立支援専門官（050-1704-1859） こどもの貧困対策担当（03-6859-0183）</p>

令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般 1-24</p>	<p>障害児支援における国の標準カリキュラムに基づく研修の効果的な実施等に係る調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>障害児支援に従事する者に対する人材育成が、国においては体系化されておらず、支援の質の確保については、各事業所等の取組に委ねられている状況にある。</p> <p>「こども未来戦略」において、「全国どの地域でも、質の高い障害児支援の提供が図られるよう、研修体系の構築など支援人材の育成を進める」とされているところであり、こども家庭庁では、全国どの地域でも質の高い障害児支援の提供が図られるよう、全国共通の枠組みとして、障害児支援における研修体系の構築に向け、「障害児支援における人材育成に関する検討会」（以下、「検討会」という。）を開催し、具体的な検討を進めている。全国共通の枠組みとして、研修の実施を進めていく上では、学びの共通化を図っていくことが重要であり、検討会では、国の標準カリキュラム（案）の検討を進めているところ。</p> <p>本調査研究では、検討会で整理された国の標準カリキュラム（案）を踏まえ、実施に向けて研修内容を深めるとともに、これまで実施されてきた障害児支援における研修に関する調査研究等の結果を踏まえつつ、研修テキスト及び動画コンテンツを作成することを目的とする。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>有識者及び障害児支援の実務者等からなる検討委員会及びワーキンググループを設置し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検討会で整理された国の標準カリキュラム（案）を踏まえ、研修の実施に向けて、研修内容を深め、研修テキストに記載すべき項目等について検討を行う。 ・検討委員会で整理された内容を踏まえ、さらに障害児支援の実務者を加えたワーキンググループにおいて、研修テキスト（案）を作成する。 ・作成された研修テキスト（案）については、障害児支援事業者団体に対するヒアリングを行い、検討会委員会において、改善点等を反映させた研修テキストを取りまとめる。 ・初任者層を対象とした研修については、研修テキストの内容を踏まえ、研修用動画を作成する。 <p>なお、調査研究を進めるにあたっては、担当課室担当者と適宜協議すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>報告書、研修テキスト及び初任者研修の動画 ※電子媒体及び紙媒体で提出すること。 また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>支援局障害児支援課 障害福祉専門官（03-3539-8345）</p>

令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般 1-25</p>	<p>障害児支援における研修の効果的な実施等に係る調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>「こども未来戦略」において、「全国どの地域でも、質の高い障害児支援の提供が図られるよう、研修体系の構築など支援人材の育成を進める」とされているところであり、こども家庭庁では、全国どの地域でも質の高い障害児支援の提供が図られるよう、全国共通の枠組みとして、障害児支援における研修体系を構築することが求められている。そこで、令和6年12月より「障害児支援における人材育成に関する検討会」（以下、「検討会」という。）を開催している。検討会では、障害児支援に従事する者に対する人材育成の体系化や支援の質の確保について検討をおこなっており、全国共通の研修の実施を進めていくための標準カリキュラム（案）の作成に向けて検討を進めている。</p> <p>そこで、本調査研究では、検討会で整理された障害児支援における研修に基づき、自治体及び障害児支援事業者が研修を実施するためのポイントや留意すべき点等を明らかにすることを目的とする。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<p>1) 有識者、自治体、障害児支援事業所団体等で構成する検討委員会を設置し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児支援における研修の実施に係るポイントや留意事項等の検討 ・ 障害児支援における研修の他施策での活用のポイントの検討 ・ 自治体及び障害児支援事業者へのアンケート及びヒアリング等の項目の検討 ・ アンケート及びヒアリング結果の分析 ・ 障害児支援における自治体及び障害児支援事業者で実施するための実施主体向けガイドライン（案）の作成 等 <p>を行う。</p> <p>2) 自治体及び障害児支援事業者における実施主体向けガイドライン（案）に対するヒアリング調査</p> <p>なお、調査研究を進める際は、担当課室担当者と適宜協議すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>標準カリキュラム（案）を自治体及び障害児支援事業者での実施ガイドライン</p> <p>※電子媒体及び紙媒体で提出すること。</p> <p>また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>支援局障害児支援課 障害福祉専門官（03-3539-8345）</p>

令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般 1-26</p>	<p>放課後等デイサービス等における利用ニーズ及び支援提供の実態把握に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>放課後等デイサービスについては、平成24年の改正児童福祉法により創設されたが、以後、利用者数及び事業所数が飛躍的に増加し、適切な運営や提供される支援の質の確保が課題とされてきた。</p> <p>令和3年度「障害児支援の在り方に関する検討会」、令和4年度「障害児通所支援に関する検討会」等で積み重ねられてきた議論を踏まえ、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、放課後等デイサービスは、総合的な支援が提供されることを基本とし、総合的な支援の推進を求めるとともに、保護者の就労等による預かりニーズも含め、家族支援の充実を図ったところ。</p> <p>また、令和6年7月に改訂した放課後等デイサービスガイドラインでは、これらの内容を踏まえながら、本人支援、家族支援、学校等との連携、放課後児童クラブ等との併行利用や移行にむけた支援について示しているところ。</p> <p>そこで、本調査研究では、放課後等デイサービスにおける利用ニーズや支援提供等の実態について把握することにより、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定やガイドライン改訂が、現場においてどのように運用されているのか把握を行うとともに、今後の施策の検討における基礎資料とすることを目的とする。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>1) 有識者、放課後等デイサービス事業者等で構成する検討委員会を設置し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後等デイサービスにおける利用ニーズ把握のための調査項目の検討 ・放課後等デイサービスの支援提供の実態把握に係る調査項目の検討 ・放課後等デイサービスの利用ニーズや支援提供等のヒアリング内容等の検討 ・実態調査・ヒアリング等の結果分析等を行う。 <p>2) 放課後等デイサービスにおける取組状況等の調査・ヒアリング等</p> <p>なお、調査研究を進める際は、担当課室担当者と適宜協議すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>今後の放課後等デイサービスの在り方について検討するための基礎情報</p> <p>※電子媒体及び紙媒体で提出すること。</p> <p>また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>支援局障害児支援課 障害福祉専門官 (03-3539-8345)</p>

令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般 1-27</p>	<p>障害児通所支援事業所における医療的ケア児の受入れに関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>令和3年6月に、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（以下、「医療的ケア児支援法」という）」が成立し、同年9月に施行された。この間、令和6年2月には、47都道府県で医療的ケア児支援センターが設置された。</p> <p>医療的ケア児の発達支援を行い、在宅生活を支えるうえでも障害児通所支援事業所は重要な役割が期待されており、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、医療的ケア児の受入れの拡大を図ると共に、送迎、入浴、家族支援等の支援の充実が図られた。現状、医療的ケア児の受入れ先のさらなる拡大、動ける医療的ケア児の対応、障害児通所支援事業所の安定的な運営等の課題もあり、これらを検討するにあたり医療的ケア児の支援の実態、医療的ケア児及びその家族に必要なサービス・支援を把握し整理する必要がある。</p> <p>また、医療的ケア児の受入れ及び災害時の対応について、それぞれ令和3年3月にとりまとめた「障害児通所支援事業所等における安全な医療的ケアの実施体制の手引き」、令和4年5月23日事務連絡「医療的ケア児に関わる災害対応等の調査研究および自治体の取組事例集について」を发出しているが、障害児通所施設がより安心して医療的ケア児を受け入れることができるよう、実態を把握したうえで手引きの改正や好事例の収集を行う必要がある。</p> <p>そこで、本研究では障害児通所支援における医療的ケア児の支援全般について実態を把握し、支援の在り方について検討することを目的とする。</p>
<p>手法・内容</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 有識者、自治体関係者、家族等で構成される検討委員会を設置し、障害児通所支援事業所における医療的ケア児の支援について検討を行う。 2) 医療的ケア児を受け入れている障害児通所支援事業所に運営と支援の実態調査を行う。（事業所調査） 3) 個別避難計画の策定状況、福祉サービス事業所との計画の共有状況等について把握する。（自治体調査） 4) 災害安全計画の状況、BCPの状況を把握する。（事業所調査） 5) 医療的ケア児及びその家族に対する生活実態調査を実施する。（家族調査） 6) 2)、3)、4)、5)の結果を踏まえ、障害児通所支援事業所の体制に係る課題の整理と改善に向けて検討する。 7) 令和4年5月23日事務連絡「医療的ケア児に関わる災害対応等の調査研究および自治体の取組事例集について」の改定を行う。 8) 令和3年3月にとりまとめた「障害児通所支援事業所等における安全な医療的ケアの実施体制の手引き」の改定を行う。 <p>なお、調査研究を進める際は、担当課室担当者と適宜協議すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児の受入れの推進に向けた検討のための基礎資料 ・現行の「障害児通所支援事業所等における安全な医療的ケアの実施体制の手引き」の更新

	※電子媒体及び紙媒体で提出すること。 また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。
担当課室・担当者	支援局障害児支援課 医療的ケア児等支援推進専門官（03-3539-8345）

令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般 1-28</p>	<p>児童発達支援管理責任者等の実態把握及び質に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>児童発達支援等において、適切な支援の実施に当たっては、相談支援事業所が障害のある子どもや保護者等の生活全般における支援ニーズや解決すべき課題を把握し、最も適切な支援の組み合わせについて検討し、障害児支援利用計画等を作成する。その後、児童発達支援管理責任者等が障害児支援利用計画等における総合的な援助の方針等を踏まえ、当該事業所等が提供する具体的な支援内容等について検討し、個別支援計画を作成するとともに、これに基づき日々の支援が提供されることとなっている。</p> <p>児童発達支援管理責任者等は、子どもと保護者等の意向や生活全般に対するアセスメントに基づく個別支援計画の作成や、本人を支援の輪の中心として考え様々な関係者や関係機関との連携を密にする等の役割は多岐に渡っている。</p> <p>その一方で、児童発達支援管理責任者等の質の確保を維持しつつ、人材確保の観点から児童発達支援管理責任者等研修のプロセスの見直しが行われたところ。</p> <p>そこで、本調査研究では、障害児通所事業所等の児童発達支援管理責任者等の業務内容（1人当たりの個別支援計画の作成件数、関係機関等のケース会議の参加数等）の実態等の把握を行うことを目的とする。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>1) 有識者、障害児通所事業所等で構成する検討委員会を設置し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援管理責任者等の業務内容に関する調査項目の検討 ・児童発達支援管理責任者等への業務内容及び研修に係るヒアリング内容の検討 ・実態調査・ヒアリング等の結果分析等を行う。 <p>2) 児童発達支援管理責任者への調査・ヒアリング等</p> <p>なお、調査研究を進める際は、担当課室担当者と適宜協議すること。</p> <p>また、児童発達支援管理責任者とサービス管理責任者の研修等は共通の枠組みで行われているため、厚生労働省障害福祉課とも密に連携を行う。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>児童発達支援管理責任者等の在り方の検討等を行うための基礎情報</p> <p>※電子媒体及び紙媒体で提出すること。</p> <p>また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>支援局障害児支援課 発達障害児支援専門官（03-3539-8345）</p>

令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般 1-29</p>	<p>インクルージョン推進におけるアウトリーチ支援の実態把握及び質に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、保育所等への支援を行いながら併行通園や保育所等への移行を推進するなど、インクルージョンの取組を推進し、障害の有無に関わらず全てのこどもが共に育つ環境整備を進めることを目的とした「インクルージョンの推進」が拡充された。</p> <p>また、「こどもまんなか実行計画2024（令和6年5月）」において、「障害の有無にかかわらず全てのこどもが共に育つ環境整備を進める観点から、地域のこどもたちの集まる様々な場におけるインクルージョン推進の取組を進めるとともに、障害福祉サービス等報酬における充実を踏まえた取組を進める」ことが記載されている。</p> <p>そこで本研究では、こうしたインクルージョンを推進していく取組の中で重要と考えられている保育所等訪問支援をはじめとした保育所等へのアウトリーチによる支援に焦点を当て、事業所調査等によりその実態を把握するとともに、アウトリーチを行う類似の制度（保育所等訪問支援、地域障害児支援体制強化事業等の予算事業、児童発達支援センターの中核機能等）における取組のポイントを整理し、好事例の収集を目的とする。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>1) 有識者、自治体、児童発達支援センター等で構成する検討委員会を設置し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所等訪問支援における支援提供の実態把握に係る調査項目の検討 ・ 保育所等訪問支援の利用ニーズや支援提供に関するヒアリング内容等の検討 ・ 類似する制度との取組に関する実態把握に係る調査項目の検討 ・ 実態調査・ヒアリング等の結果分析 ・ 今後の保育所等訪問支援をはじめとするアウトリーチによる支援の在り方の検討に要する基礎資料の検討 等 <p>を行う。</p> <p>2) 保育所等訪問支援や類似する制度における取組状況等の調査・ヒアリング等</p> <p>なお、調査研究を進める際は、担当課室担当者と適宜協議すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>アウトリーチによる障害児支援やインクルージョン推進に関する報告書（保育所等訪問支援等の好事例集を含む）</p> <p>※電子媒体及び紙媒体で提出すること。</p> <p>また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>支援局障害児支援課 障害児支援専門官（内線 03-3539-8345）</p>

令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般 1-30</p>	<p>多様なニーズに応じた家族支援の在り方に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>こどもまんなか実行計画 2024（令和6年5月）において、「発達に特性のあるこどもとその家族に対する発達相談などを始め、地域における、保健、医療、福祉、教育等の関係者が連携した早期からの切れ目ない発達支援・家族支援の取組を進める。さらに、家族支援の充実や関係機関の連携強化の観点から、障害福祉サービス等報酬における充実を踏まえた取組を進める」ことが示された。</p> <p>また、令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業「多様なニーズに応じた家族支援の実態把握に関する調査研究」が実施されており、発達支援が必要なこどもの家族の多様なニーズや状況や障害児支援事業所における家族支援の実施状況の把握、障害児支援事業所以外の支援機関等が実施する地域の多様な家族支援の実態を把握が行われた。</p> <p>本研究では、こうした調査結果等において得られた家族支援の実態、提言をふまえ、障害児支援における家族支援の在り方を検討するとともに、個々の障害児とその家族への支援の実施に向けた手引書を作成することを目的とする。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>1) 有識者、家族支援の実施者、家族会等で構成する検討委員会を設置し、自治体、障害児通所支援事業所等に対して調査を行い、障害児を持つ家族への支援の実施に係る手引書作成に向けた検討を行う。</p> <p>2) 令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業「多様なニーズに応じた家族支援の実態把握に関する調査研究」において好事例として選定した事業所等へヒアリングを行う。</p> <p>3) 上記1) 2) の結果などを踏まえ、家族支援の手引書の作成に向けた検討委員会を行う。</p> <p>なお、調査研究を進める際は、担当課室担当者と適宜協議すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家族支援の実施に関する調査結果及びその分析等を取りまとめた報告書 ・家族支援の実施に関する手引書 <p>※電子媒体及び紙媒体で提出すること。</p> <p>また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>支援局障害児支援課 障害児支援専門官（03-3539-8345）</p>

令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般 1-31</p>	<p>児童相談所における記録の保存等における調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>児童相談所における児童記録票の保存期間や情報開示等については、「児童相談所運営指針の全面改正について」（令和6年3月30日付けこ支庁第164号）において示しており、地方公共団体においては、同通知や各自自治体の文書管理規則により具体的な保存期間等が設定されている。令和4年2月にとりまとめられた社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会報告書では、「子どもの出自を知る権利に配慮する観点も踏まえ、児童相談所や施設、里親等で自らが受けた対応等について知りたいと思った時に確認することができるよう、児童相談所運営指針における「長期保存とする文書」の範囲を見直すことが必要であり、このため、自治体の状況等について丁寧に把握・議論する必要があるため、調査研究など出来るものから着手する必要がある」とされている。</p> <p>本調査研究においては、「長期保存」の考え方も含め、上記報告書において留意すべきとされている点を踏まえた児童相談所における児童記録票の保存や子どもへの生い立ち等の説明について、児童相談所運営指針の改正案に関する議論のたたき台となる資料を作成する。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>学識経験者、児童相談所関係者、社会的養護経験者等からなる事業検討委員会を設け、</p> <p>① 全国の児童相談所設置自治体に対してアンケートを実施することにより、児童記録票の保存状況や保存期間の長期化に関する認識（課題を含む）、保存期間満了による文書廃棄後における社会的養護経験者等から求めがあった際の対応等を調査する。併せて、措置等の期間中も含めて、子どもが自らの生い立ちや措置された経緯等を整理・意味づけするための児童相談所による取組の実施状況を把握する。</p> <p>② ①アンケート結果を踏まえ、社会的養護経験者等に対する説明を行っている自治体に対し、具体的な取組、児童相談所が考える課題等について、ヒアリングを行う。</p> <p>③ 社会的養護経験者等へのヒアリング又はアンケートを実施することにより、児童相談所等で自ら受けた対応等として長期保存とする文書として、当事者がどのような文書または内容を知りたいかの認識を調査する。（ヒアリング又はアンケートによる調査は、少なくとも10名以上に実施されることを想定。）</p> <p>なお、調査等の進め方、検討委員会を設置する場合の人選等については、適宜こども家庭庁担当課担当者との協議すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>上記の内容を実施し、報告書及びその概要を作成し、提出すること。</p> <p>併せて、調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書及びその概要については、紙媒体の提出の他、編集可能な電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>

担当課室・担当者

支援局虐待防止対策課児童相談第1係（内線03-6859-0107）

令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般 1-32</p>	<p>児童相談所の業務実施体制に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(R4.12.15 児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)は令和5年度から8年度までの児童相談所や市町村の児童虐待防止対策体制強化の計画を定めているが、児童福祉司の増員計画については、本プラン策定当初、令和6年度までの配置目標となっており、令和7年度以降については、令和7年度からの一時保護時の司法審査導入等を踏まえ検討するとしていたところ。</p> <p>令和6年12月に本プランの一部改定を行い、児童福祉司については、令和6年度からの2年間で910人程度を増員し、令和8年度末までに7,390人とすることを目標として定めたが、上記司法審査導入の影響は令和7年6月の施行後の状況をなお見極める必要があることなどにより、増員数には明示的に考慮せず、司法審査の導入の状況等も踏まえ、必要に応じて新プラン期間中に目標値の見直しも引き続き検討としたところ。</p> <p>このため、一時保護時の司法審査施行後の運用状況や人員体制、課題等について把握する必要がある。</p> <p>本調査研究においては、一時保護時の司法審査導入後の児童相談所の業務実施状況を把握し、こども家庭支援の推進のために望ましい児童相談所の体制のあり方の検討に資する資料の収集を目的とする。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>全国の児童相談所に対し、一時保護時の司法審査に係る運用状況や人員体制（司法審査以外の業務も含む）、課題等につき、アンケート調査及びヒアリング調査を実施する。また、児童相談所職員のタイムスタディもあわせて実施する。</p> <p>また、有識者、自治体職員等からなる検討委員会を設け、全国の児童相談所における運用状況の検証や今後の運用等の在り方を検討する。</p> <p>なお、調査等の進め方、検討委員会を設置する場合の人选等については、適宜こども家庭庁担当課と協議すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>上記の内容を実施し、報告書を作成し、提出すること。併せて、調査に係る電子データ等についても提出すること。</p> <p>報告書については、紙媒体の提出の他、編集可能な電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>支援局虐待防止対策課 児童相談第二係 (03-6859-0107)</p>

令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般 1-33</p>	<p>ヤングケアラーの実態把握等に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>令和3年5月に取りまとめられた「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告」では、令和4年度からの3年間をヤングケアラーの社会的認知度向上に向けた「集中取組期間」とした。当面の数値目標として、中高生の認知度を5割まで高めることを掲げ、広報媒体の作成や全国の中学校・高校への出前講座など、さまざまな普及啓発活動を展開してきた。</p> <p>一方、子ども・若者育成支援推進法の改正により、関係機関等にはヤングケアラーへの各種支援</p> <p>の提供が求められているが、ヤングケアラーは本人やその家族が自覚しづらく、支援ニーズが顕在化しにくい特徴がある。こうした背景から、支援対象となる子ども・若者に対して、より早い時期から「こども自身の権利として、こども自身に気づきを与えるような広報啓発」を実施することで、誰かに頼ってもいいと思える社会的風土や空気感を創出する必要がある。</p> <p>このような広報啓発を効果的に実施するためには、改めて、こども・若者を中心とした社会的認知度の現在地を把握する必要がある。また、法改正により18歳以上のヤングケアラーが支援対象として明記されたが、ヤングケアラーの年齢やケアの内容その他の状況は多種多様である中、年齢やケアの様態等ごとの当事者が求める支援内容や直面する生活上の課題や負担等を明確化するとともに、当事者の求める支援内容や周囲の関わりを把握することにより、具体的な施策立案につなげるための調査も行う必要がある。</p> <p>そのため、本調査研究では、集中取組期間における取組と目標値の達成状況を検証するとともに、新たに小学生世代を加えたこども・若者のヤングケアラーに関する理解度を分析し、正しい理解を広めるための効果的な方策を検討することを目的とする。特に、18歳以上のヤングケアラーについては、効果的な支援の在り方を検討するために、若者世代へのアプローチ方法を探るとともに、当事者が担っているケアの様態（精神疾患を有する家族へのケア、通訳が必要な家族へのケア等）に応じた支援ニーズ等の把握を行う。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>ヤングケアラーの認知度や理解度を把握するため、以下の事項を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 各種学校・企業・団体等を通じるなどした様々な年代の個人に対するアンケート調査 • 先行文献の調査 • 18歳以上のヤングケアラー本人（または元当事者）に対するアンケート調査及びヒアリング調査 • ヤングケアラー支援団体に対するアンケート調査及びヒアリング調査 <p>なお、調査等の進め方、検討委員会を設置する場合の人選等については、適宜こども家庭庁虐待防止対策課と協議すること</p>
<p>求める成果物</p>	<p>上記調査研究の結果をまとめた報告書について、電子媒体及び紙媒体で提出</p>

	すること。 また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。
担当課室・担当者	支援局虐待防止対策課 困難包括支援担当 (03-6859-0116)

令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般 1-34</p>	<p>子ども・若者総合相談センター等における困難を有するこども・若者支援の在り方等に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども・若者育成支援推進法（以下「法」という。）では、社会生活を円滑に営む上での困難を有するこども・若者への支援に当たって、地方公共団体の長は、 <ul style="list-style-type: none"> ①子ども・若者育成支援に関する相談に幅広く対応する拠点としての「子ども・若者総合相談センター」（法第13条。以下「子若センター」という。）、 ②関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される「子ども・若者支援地域協議会」（法第19条。以下「子若協議会」という。）の設置に努めるものとされている。 ● 平成22年度の法施行以降、子若センター等の設置が進められたものの、子若センターの設置数は令和6年4月1日現在で122か所、子若協議会は142か所にとどまっており、また、その支援対象や支援内容も限定的である傾向等が認められるところ、その一因として、困難を有するこども・若者の捉え方や、困難を有する若者をどのように把握し、つながり、また、どのような支援を行い、何を支援の出口とするのかなど、困難を有する若者支援の役割全体に関する考え方、取組方等が必ずしも明確でないことが指摘される。 ● こども大綱においても、子若センター・子若協議会の機能強化や、こどもが若者となり、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでの一連の過程において、様々な分野の関係機関・団体が有機的に連携し、教育・保育、保健、医療、療育、福祉を切れ目なく提供することとしており、困難を有するこども・若者への支援施策を推進するため、令和6年度調査研究においては、当事者や支援団体のニーズに関するヒアリング調査などを実施したところである。こうしたことを踏まえ、全国に子若センターや子若協議会が設置されるよう、こども・若者への支援の在り方等について検討・整理する。
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●子若センター等、先進的なこども・若者支援の取組をする自治体や団体からの取組事例のヒアリングや、同自治体等が独自に策定する運営要綱等について情報収集 ●全国の支援機関・団体や、こども若者に対する支援の在り方案に盛り込むべき事項等についてアンケート調査・ヒアリング調査 ●有識者や自治体職員、こども・若者の支援者等からなる検討委員会を設けて、こども・若者支援の在り方案及び子若センター・子若協議会の在り方案を踏まえたガイドライン案についての助言を得る。 ●調査等の進め方、検討委員会を設置する場合の人選等については、適宜こども家庭庁支援局虐待防止対策課担当者と協議する。

<p>求める成果物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども・若者総合相談センター等におけるこども・若者支援に関する在り方案 ●子ども・若者総合相談センター等におけるこども・若者支援に関する在り方案に基づくガイドライン案（パイロット版） ●先行自治体の好事例集 ●概要版 ●ヒアリング等調査に係る電子データ一式及び紙媒体の提出の他、編集可能な電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出
<p>担当課室・担当者</p>	<p>支援局 虐待防止対策課 相談支援係（03-6859-0117）</p>

令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般 1-35</p>	<p>こども家庭ソーシャルワーカー認定資格創設による効果の把握方法及び資格取得者の継続的な学びの場の在り方の検討に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>こども家庭福祉に関わる者の専門性の向上に関しては、一定の実務経験のある有資格者や現任者が、国の基準を満たす認定機関が認定した研修等を経て取得する認定資格（こども家庭ソーシャルワーカー）が令和6年4月より導入されたところ。</p> <p>認定資格に関する令和5年度調査研究では、諸外国の類似制度及び認定資格創設による評価項目の検討等を行った。令和6年度調査研究では研修の実施・受講状況の把握及び認定資格創設による中長期的な評価の在り方を検討した。こうしたこれまでの調査研究のなかで、認定資格の取得促進や資格取得者の現場での活躍を後押しするために、資格取得者への期待役割を整理し発信することの重要性や、資格取得後も継続的に資質を向上できる機会の重要性が指摘されている。</p> <p>本調査研究は、資格取得者が能力を発揮して働くことができる組織の在り方や資格の在り方を検討するため、下記を目的に実施する。</p> <p>①研修の実施状況・受講状況の把握 ②資格創設による資格取得者・所属組織・地域への効果の把握 ③資格取得者の所属組織・地域における期待役割の整理 ④資格取得者が継続的に学べる機会の確保</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>本調査研究の目的①、②については、研修の受講者、受講者の所属機関、研修実施機関等へのアンケートやヒアリング等により把握する。</p> <p>目的③については、研修の受講者、受講者の所属機関、地域の関連機関等へのヒアリングにより整理する。</p> <p>目的④については、先行事例を把握するほか、資格取得者同士が資格取得後も相互交流を通じて、自律的な学習を促進する学びの機会を地域単位で試行的に実施し（3～5箇所程度を想定）、その効果や継続的な資質向上方策等を検討する。</p> <p>本調査研究では、有識者等からなる検討委員会を設け、調査研究の内容、調査結果の分析・考察等を行う。なお、調査等の進め方、検討委員会の人選等については、適宜こども家庭庁支援局虐待防止対策課担当者と協議すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>上記の内容を実施し、報告書及びその概要版を作成し、提出すること。</p> <p>併せて、調査に係る電子データ等についても提出すること。報告書やその概要版については、紙媒体の提出の他、編集可能な電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>支援局 虐待防止対策課 企画調整係（03-6859-0118）</p>

令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般 1-37</p>	<p>こども家庭支援人材に対する全国共通の研修実施状況等に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>こども家庭支援人材に対する全国共通の研修については、児童福祉司や市町村要保護児童対策地域協議会調整機関職員向けの法定研修のほか、こども家庭センター職員への研修、さらにはこども家庭ソーシャルワーカー認定資格取得のための研修など、関係機関や個々の支援者の経験等に応じたさまざまな研修が実施されている。これらの研修は累次の制度改正に伴って徐々に整備され、各研修の受講科目等については、国の定める法令や通知等に基づき行われているが、研修体系として俯瞰した場合に各専門職のキャリアラダーやキャリアパスに応じた連続性が確保されているか、支援現場のマンパワーの不足も見られる中で、効率的に必要な支援スキル等を習得できるカリキュラムになっているかなど、検証の余地がある。また、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（R4.12.15 児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）に基づき、今後とも全国の児童相談所で計画的増員が見込まれる中、研修対象者の増や経験の浅い職員の割合が高まることが予想され、情報通信技術等を活用したより効果的・効率的実施方法や研修内容の見直し等の検討も今後必要となってくる。</p> <p>本調査研究では、上記の課題認識の下、こども家庭支援人材に対する全国共通の研修の実施状況について把握し、研修体系や研修内容等にかかる課題を整理した上で、今後の研修体系や効果的・効率的な研修実施方法等について検討することを目的とする。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<p>こども家庭支援人材に対する全国共通の研修（児童福祉司に対する研修、市町村要保護児童対策地域協議会調整機関の職員に対する研修、こども家庭センター職員に対する研修、こども家庭ソーシャルワーカー認定資格の研修など）について、研修実施主体（都道府県等）へ調査票その他参考資料の提出を求め、必要に応じていくつかの研修実施主体からヒアリングを行うことなどにより、具体的な実施状況（科目、科目ごとの時間数、形式など）、研修受講者の属性（所属機関、職位、こども家庭支援の経験年数など）、講師の状況、研修受講者の満足度・理解度等を把握・整理する。</p> <p>また、これらの研修に人材を送り出す児童相談所、市町村等へ調査票その他参考資料の提出を求め、必要に応じていくつかの児童相談所、市町村等からヒアリングを行うことなどにより、人材育成計画の策定状況、各研修受講者の配置・任用の状況、各研修への送り出し状況等を把握・整理する。</p> <p>その上で、研修体系として俯瞰した場合に各専門職のキャリアラダーやキャリアパスに応じた連続性が確保されているか効率的に必要な支援スキル等を習得できるカリキュラムになっているか、研修間の内容の重複等を踏まえ合理化できるところはないかなどの観点から課題を抽出し、今後の研修体系のあり方や研修科目の見直しの方向性等について検討し、とりまとめる。</p> <p>本調査研究では、都道府県等の研修企画担当者、研修実施機関職員、有識者等</p>

	<p>からなる検討委員会を設け、調査研究の内容、調査結果の分析・考察等を行う。 なお、調査等の進め方、検討委員会の人選等については、適宜こども家庭庁支援局虐待防止対策課担当者と協議すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>上記の内容を実施し、報告書及び概要版を作成し、提出すること。併せて、調査に係る電子データ一式等についても提出すること。 報告書及び概要版については、紙媒体の提出の他、編集可能な電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>支援局 虐待防止対策課 企画調整係（03-6859-0118）</p>

令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般 1-38</p>	<p>児童相談所による一時保護委託の実態と在り方</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>児童相談所による一時保護件数は52,411件（令和5年度）と増加傾向にある。児童相談所は、こどもを一時保護する施設を設けるほかに、児童養護施設や乳児院、障害児入所施設等の施設（以下「施設等」という。）、里親・ファミリーホーム、医療機関等に一時保護を委託しているが、一時保護件数全体に占める一時保護委託の割合は半数弱を占めており、そのニーズは高く不可欠である。</p> <p>一時保護施設の運営や活動については、一時保護施設のこどもの権利擁護や個別ケアの推進が図られるよう、「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」（令和6年内閣府令第27号）を策定し、令和6年4月より施行するとともに、一時保護の基本的な業務の在り方等を示した、「一時保護ガイドライン」を全面改正し、一時保護施設においてこどもの状況等に最も適した環境等で生活やケアの質が確保され、こどもの最善の利益が図られるようすすめているところである。</p> <p>令和6年度調査研究事業「一時保護の実態と在り方」（以下「令和6年度調査研究事業」という。）において、一時保護の長期化の要因分析及びこどもの権利擁護の取り組み等の実態について把握し、一時保護や一時保護委託の在り方を検討するための基礎となるデータの収集・分析を行った。</p> <p>今後、一時保護施設との両立を図りながら一時保護委託先を確保し、委託先における適切なアセスメントと個々の状況に応じたケアが展開されるよう、一時保護委託の実態、特に、こどもへの支援やアセスメント、児童相談所との連携等について把握するとともに、一時保護専用施設を含めた一時保護委託の在り方を検討するための調査研究を実施する。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>令和6年度調査研究事業を踏まえ、全国の児童相談所に対して、一時保護における考えや実態を把握するとともに、一時保護施設と委託の役割分担、アセスメント、委託先の確保、連携、開拓等の取り組みや実態について把握する。</p> <p>特に、施設等で生活するこどもと一時保護委託児との実態、一時保護専用施設の実態、里親・ファミリーホームにおける実態、委託における現場のニーズや課題等を把握分析するため、一時保護委託先の調査を実施し把握する。</p> <p>なお、調査にあたっては、一時保護を経験したこどもたちの声を聞き、その意見を踏まえ、一時保護委託の在り方についてとりまとめること。</p> <p>また、調査等の進め方、調査方法や分析、とりまとめ等を検討する検討委員会等を設置すること。調査等の進め方、検討委員会等の人選等については、適宜こども家庭庁担当課担当者との協議すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>上記の内容を実施し、報告書を作成し、提出すること。併せて、調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書等については、紙媒体の提出の他、編集可能な電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>支援局虐待防止対策課 保護係（内線 03-6859-0114）</p>

令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般 1-39</p>	<p>虐待を受けたこどものトラウマケアの体制整備に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>虐待はこどもの心に深刻な影響を与えるため、虐待を受けたこどもの支援においては、関係機関におけるトラウマインフォームドケアや、適切なトラウマのアセスメントのもと、心理教育等のトラウマに対応するケアや、心的外傷の回復を促すトラウマ治療等の包括的なトラウマケアを、必要に応じて行うことが重要である。また、こうしたトラウマケアは児童相談所をはじめとする関係機関の円滑な連携のもとで実践することが重要であり、そのためには総合的な体制整備が求められる。</p> <p>本調査研究では、児童相談所等における虐待を受けたこどもに対するトラウマケアの実施に資する体制整備について、現状や課題を整理するとともに、今後の在り方を検討し、政策・制度の充実につなげることを目的とする。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>児童相談所等におけるトラウマケアの実態に関する先行研究等を踏まえて、実施体制を総合的に整備する過程における取組内容や工夫、課題等について、児童相談所や関係機関へのアンケートやヒアリングを含む実証的な情報収集を行う。その結果に基づき、児童相談所内外との連携、児童心理司をはじめ各関係者が果たす役割、トラウマケアの実施フロー、こどもや保護者への説明資料等の具体的な在り方や基礎資料をとりまとめる。</p> <p>本調査研究では、社会的養護経験者等の当事者、児童心理司、関係機関等からなる検討委員会を設け、調査研究の内容、実証の実施方法、結果の分析・考察等を行う。なお、調査等の進め方、検討委員会の人選等については、適宜こども家庭庁支援局虐待防止対策課担当者との協議すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>上記の内容を実施し、報告書及び概要版を作成し、提出すること。併せて、調査に係る電子データ一式等についても提出すること。</p> <p>報告書及び概要版については、紙媒体の提出の他、編集可能な電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>支援局虐待防止対策課 企画調整係（内線 03-6859-0118）</p>

令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般 1-40</p>	<p>困難な状況にある子ども・若者への支援における官民連携の強化に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>虐待等により家庭に居場所がない主に10代から20代までの子ども・若者に安全な環境を確保することが喫緊の課題となっている中、そうした困難な状況にある子ども・若者への支援として、いわゆる民間シェルターの取組を含む安全な居場所の提供や、対人関係の悩みや将来への不安等を抱える子ども・若者への相談支援等が行われている。このような子ども・若者への支援では、自治体等の公的機関が直接的・間接的な支援の実施主体として重要な役割を担っている一方で、民間団体においても子ども・若者の年齢や状況によらず幅広く支援を提供することが児童虐待防止等に資する予防的な取組ともなっていることから、相互の積極的な連携が重要となる。</p> <p>本調査研究では、困難な状況にある子ども・若者への居場所の提供や相談支援等を実施している官民の双方が、それぞれの強みを活かした取組を展開しつつ、連携を一層強化することで効果的な支援を実現する方策を検討することを目的とする。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<p>困難な状況にある子ども・若者に対して夜間帯を含む居場所の提供や相談支援等を行っている民間団体の取組について、自治体や民間団体等へのアンケート及びヒアリングにより実態を把握する。その際、協議会等の場を活用した官民連携や民民連携の推進、官民それぞれが行う支援の連続性を確保するための方策や支援を行う際の連携方法、子ども・若者や関係機関等への周知、支援を担う人材や資源の確保・育成といった、自治体・民間団体による支援の充実や活動基盤の強化に資する取組事例を収集する。その上で、自治体が困難な状況にある子ども・若者への支援において官民の連携を強化し、子ども・若者の個々のニーズに応じたきめ細かな支援体制を整備するにあたり、現状の課題や留意点を踏まえた有効な取組方策や、各地域において取組が進む方策等について具体的にとりまとめる。</p> <p>本調査研究では、支援を利用した経験のある当事者、民間団体、自治体関係者等からなる検討委員会を設け、調査内容、調査結果の分析・考察等を行う。なお、調査等の進め方、検討委員会の人選等については、適宜子ども家庭庁担当課担当者と協議すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>上記の内容を実施し、報告書、報告書概要版を作成し、提出すること。併せて、調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書及び概要版については、紙媒体の提出の他、編集可能な電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>支援局虐待防止対策課 企画調整係（内線 03-6859-0118）</p>